

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第59期)	至	2021年3月31日

株式会社タナベ経営

大阪市淀川区宮原3丁目3番41号

E04887

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	13
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	23
5. 研究開発活動	23
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	27
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	34
(5) 所有者別状況	34
(6) 大株主の状況	34
(7) 議決権の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	38
(2) 役員の状況	43
(3) 監査の状況	49
(4) 役員の報酬等	52
(5) 株式の保有状況	54
第5 経理の状況	55
1. 連結財務諸表等	56
(1) 連結財務諸表	56
(2) その他	94
2. 財務諸表等	95
(1) 財務諸表	95
(2) 主な資産及び負債の内容	104
(3) その他	104
第6 提出会社の株式事務の概要	105
第7 提出会社の参考情報	106
1. 提出会社の親会社等の情報	106
2. その他の参考情報	106
第二部 提出会社の保証会社等の情報	107

[監査報告書]
[内部統制報告書]
[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第59期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE CONSULTING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 （東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期	第 59 期
決算年月		2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高	千円	—	—	—	9,394,430	9,213,533
経常利益	千円	—	—	—	1,015,965	771,820
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	—	—	—	696,439	498,469
包括利益	千円	—	—	—	550,665	672,315
純資産額	千円	—	—	—	10,951,366	11,430,591
総資産額	千円	—	—	—	12,969,913	13,405,911
1株当たり純資産額	円	—	—	—	1,263.41	1,293.98
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	80.86	57.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	—	83.9	83.1
自己資本利益率	%	—	—	—	6.4	4.5
株価収益率	倍	—	—	—	15.34	24.80
営業活動による キャッシュ・フロー	千円	—	—	—	715,880	223,570
投資活動による キャッシュ・フロー	千円	—	—	—	537,091	1,426,787
財務活動による キャッシュ・フロー	千円	—	—	—	△373,163	△408,204
現金及び現金同等物の 期末残高	千円	—	—	—	5,536,563	6,778,716
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	— [—]	— [—]	— [—]	389 [—]	457 [—]

- (注) 1. 第58期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第58期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
5. 平均臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期	第 59 期
決算年月		2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高	千円	8,389,754	8,797,973	9,046,587	9,137,569	8,478,674
経常利益	千円	915,187	965,156	1,003,877	1,009,986	725,692
当期純利益	千円	638,173	675,259	694,736	711,976	525,652
持分法を適用した場合 の投資利益	千円	—	—	—	—	—
資本金	千円	1,772,000	1,772,000	1,772,000	1,772,000	1,772,000
発行済株式総数	株	8,754,200	8,754,200	8,754,200	8,754,200	8,754,200
純資産額	千円	10,122,239	10,434,394	10,715,516	10,981,560	11,138,467
総資産額	千円	12,531,473	12,804,062	12,769,774	12,887,343	12,608,835
1株当たり純資産額	円	1,168.42	1,203.73	1,242.47	1,273.56	1,291.58
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円	40.00 (—)	41.00 (—)	42.00 (—)	43.00 (—)	43.00 (—)
1株当たり当期純利益	円	73.66	77.95	80.48	82.66	61.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	77.91	80.40	—	—
自己資本比率	%	80.8	81.4	83.8	85.1	88.2
自己資本利益率	%	6.4	6.6	6.6	6.6	4.8
株価収益率	倍	18.49	24.44	15.16	15.00	23.51
配当性向	%	54.3	52.6	52.2	52.0	70.5
営業活動による キャッシュ・フロー	千円	859,835	735,050	403,791	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー	千円	△1,049,112	225,605	△280,826	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー	千円	△329,734	△350,210	△460,422	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	千円	4,383,768	4,994,213	4,656,754	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	人	309 〔—〕	327 〔—〕	356 〔—〕	368 〔—〕	379 〔—〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	123.7 (114.7)	175.3 (132.9)	118.5 (126.2)	124.1 (114.2)	145.1 (162.3)
最高株価	円	1,520	1,943	2,219	1,374	1,561
最低株価	円	981	1,281	1,161	1,063	1,124

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 第57期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第55期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第58期及び第59期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第58期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、2016年3月15日以降は東京証券取引所市場第二部、2016年9月28日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
6. 平均臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

年月	事項
1957年10月	当社創業者田辺昇一が、企業の経営コンサルティングを主事業として、京都市において田辺経営相談所を個人経営にて創業。
1959年3月	ビジネス手帳「ブルーダイアリー」の販売を開始。
1963年4月	経営相談及び経営に関する講座、出版、その他用具の販売、並びに付帯業務を目的として、株式会社田辺経営相談所を設立。
1967年1月	商号を株式会社田辺経営相談所から株式会社田辺経営に変更。
1971年6月	大阪市東区（現 大阪市中央区）に本社を移転。
1980年9月	業務の拡大に伴い、本社を大阪府吹田市江の木町に移転。
1986年3月	商号を株式会社田辺経営から株式会社タナベ経営に変更。
1993年10月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2001年1月	セールスプロモーション商品の企画提案と販売を開始。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2008年9月	業務の拡大に伴い、本社を大阪市淀川区に移転。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場。
2016年3月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更。
2016年9月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
2017年4月	本社機能の一部を東京にも設置し、大阪本社と東京本社の2本社制に移行。
2019年10月	株式会社リーディング・ソリューションと資本業務提携を行ない、株式の過半数を取得して子会社化。
2021年1月	グローウィン・パートナーズ株式会社と資本業務提携を行ない、株式の過半数を取得して子会社化。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されており、全国に顧客基盤を持つコンサルティング会社として、実績を重ねてまいりました。

当社グループのコンサルティングサービスは、「経営コンサルティング事業」と「マーケティングコンサルティング事業」の2事業で展開しております。

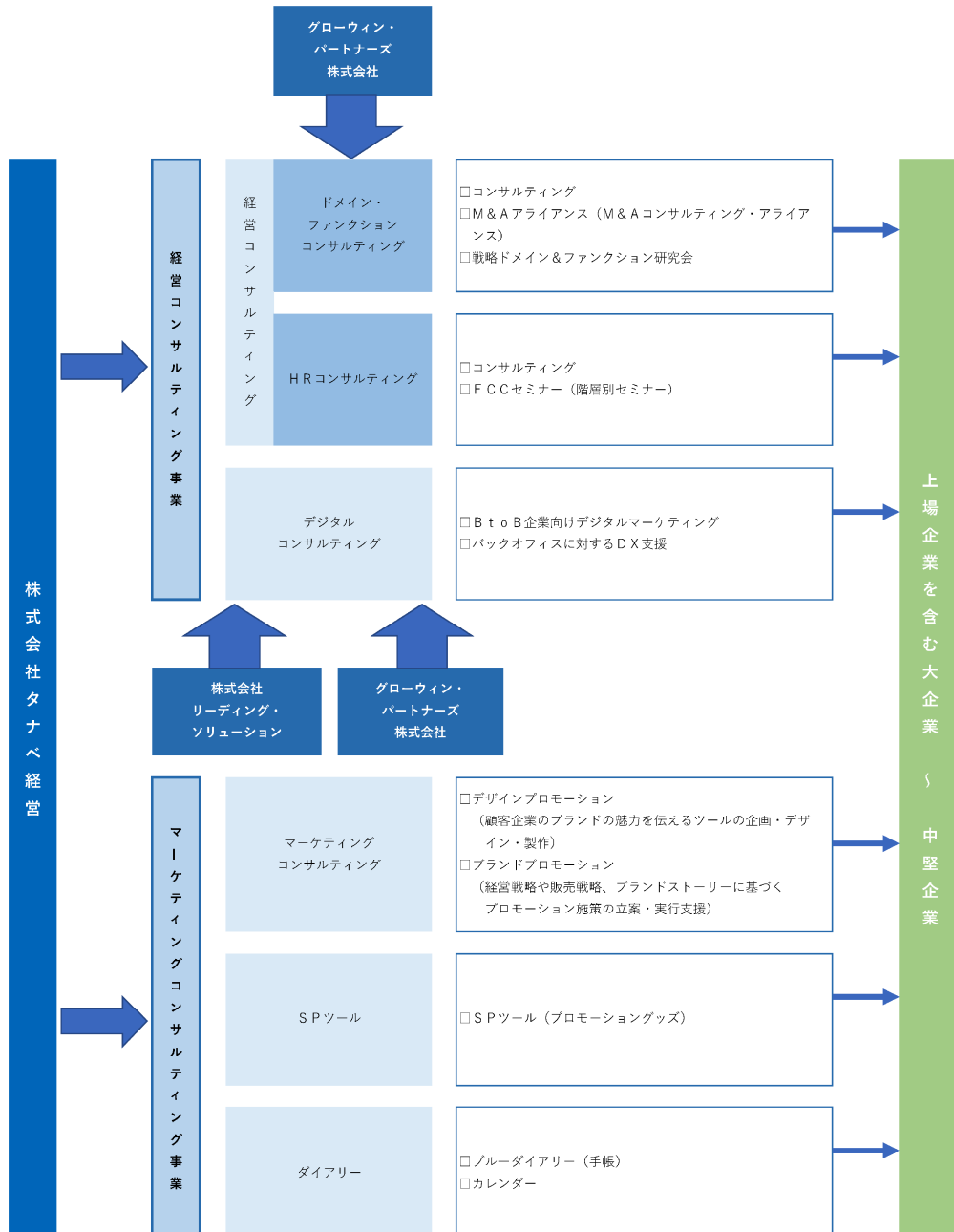
なお、前記の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの名称を変更しております。「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

事業 区分	サービス区分		サービス内容
経営 コンサル ティング 事業	経営 コンサル ティング	ドメイン・ ファンクション コンサルティング	コンサルティング 顧客企業ごとの課題に合わせて、「ドメイン（業種・事業領域） ×ファンクション（経営機能）」の観点で専門コンサルタントを複 数名選定し、チームを組成して地域密着のコンサルティングを提供
			M&Aアライアンス ・M&Aコンサルティング M&A戦略の策定、M&A対象企業を選定し、アプローチする ターゲットM&A、ファイナンシャルアドバイザー、デューデ リジェンス、PMI（経営統合）をワンストップで提供 ・アライアンス 全国の地域金融機関・会計事務所等に対して、勉強会へ講師を 派遣し、デジタル教育コンテンツや経営情報等を提供すると共 に、アライアンス（提携）契約を締結して協力関係を築き、ア ライアンス先の企業に対して様々なコンサルティングサービスを提 供
			戦略ドメイン&ファンクション研究会 ドメイン（業種・事業領域）&ファンクション（経営機能）をテ ーマとしたビジネスモデル研究会（視察型セミナー）
	HR コンサルティング	コンサルティング HR（人事・人材開発）専門のコンサルタントが、上記ドメイン （業種・事業領域）専門のコンサルタントとチームを組成し、地域 密着のコンサルティングを提供	
		FCCセミナー（階層別セミナー） 経営者・後継経営者から新入社員までを育成する階層別セミナー	
	デジタルコンサルティング		デジタル活用によるマーケティング施策の戦略策定から企画・実 行・改善までをワンストップでトータルに支援、及びデジタル技術 （ERP・RPA等）の導入・活用により、経理・財務部門等のバ ックオフィス業務のDX化・生産性向上を支援

事業 区分	サービス区分	サービス内容
マーケ ティン グコン サルテ ィング 事業	マーケティング コンサルティング	デザインプロモーション キャンペーンプレミアムやブランドブック、周年記念品等、顧客企業のブランドの魅力を伝えるツールの企画・デザイン・製作
		ブランドプロモーション 顧客企業ごとの課題に合わせて、マーケティングコンサルタントを複数名選定して業種別チームを組成し、経営戦略や販売戦略、ブランドストーリーに基づくプロモーション施策を提供
	S P ツール	イベントやキャンペーン、営業活動で使用するプロモーションツールや会社備品の企画・製作
	ダイアリー	ブルーダイアリー（手帳）・カレンダー等の企画・デザイン・製作

なお、当社グループの事業系統図は下記のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リーディング・ ソリューション	東京都中央区	50	経営コンサルティング事業	60.0	・従業員を役員として派遣 ・当社Webサイトの開発 委託
(連結子会社) グローウィン・ パートナーズ株式会社	東京都千代田区	132	同上	50.1	・役員及び従業員を役員と して派遣

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)	
経営コンサルティング事業	296	[-]
マーケティングコンサルティング事業	77	[-]
報告セグメント計	373	[-]
全社 (共通)	84	[-]
合計	457	[-]

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が68名増加しておりますが、主に事業拡大及び連結子会社の増加によるものであります。
4. 平均臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
379 [－]	38.7	9.7	6,913,054

セグメントの名称	従業員数（人）
経営コンサルティング事業	218 [－]
マーケティングコンサルティング事業	77 [－]
報告セグメント計	295 [－]
全社（共通）	84 [－]
合計	379 [－]

- （注） 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- 4．平均臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

「企業を愛し、企業とともに歩み、企業繁栄に奉仕する」という経営理念のもと、当社グループは顧客企業ごとの経営課題に応じて、「ドメイン（業種・事業領域）」「ファンクション（コーポレートファイナンス・HR・M&A・DX・マーケティング等）」「リージョン（全国10地域）」の観点から最適な専門コンサルタントを複数名選定し、チームを組成する「チームコンサルティング」という独自のコンサルティングスタイルにより、企業の存続・発展に貢献し、延いては社会にも広く貢献していきたいと考えております。そのために、社会や顧客にとってなくてはならない存在「ファーストコールカンパニー 100年先も一番に選ばれる会社（FCC）」の創造を経営ミッションとしております。

(2) 中長期的な経営戦略

変化の激しい環境の中で多様化・専門化する経営ニーズに応えられるチームコンサルティングメソッドを開発する「グループC&C（コンサルティング&congromaritt）戦略」（コンサルティング領域の多角化）を推進することが、当社グループの中長期的な経営戦略であります。企業のビジネスモデル変革・マーケティング・ブランディング等における戦略デザイン機能（上流工程）をアップデートすると共に、DX・バリューチェーン・オペレーションズ等の実装・実行機能（中流工程～下流工程）を「プロフェッショナルDXサービス」と定義してM&Aや事業開発により幅広く強化し、大企業から中堅企業の戦略策定から具体的課題の実装・実行までを一気通貫で支援するコンサルティング・バリューチェーン（価値連鎖）を構築してまいります。上記のドメイン・ファンクション・リージョンの3つの観点でこれらの戦略を推進することにより、世界で唯一無二のチームコンサルティング価値を実現し、全国に数多くのFCCを誕生させてまいります。また、当社グループの持続的成長も目指してまいります。

(3) 経営環境

戦後最大の世界的危機と言えるコロナショックを経験し、ウィズコロナ・アフターコロナの環境下において、企業には、自社の貢献価値やグループ経営ビジョンの再構築・M&A等による事業ポートフォリオ戦略・組織戦略・DX・BCP（事業継続計画）等への対応が求められます。当社グループの主要顧客である全国の大企業から中堅企業（売上高50億円以上）を取り巻く経済及び経営環境は、目まぐるしく変化しております。

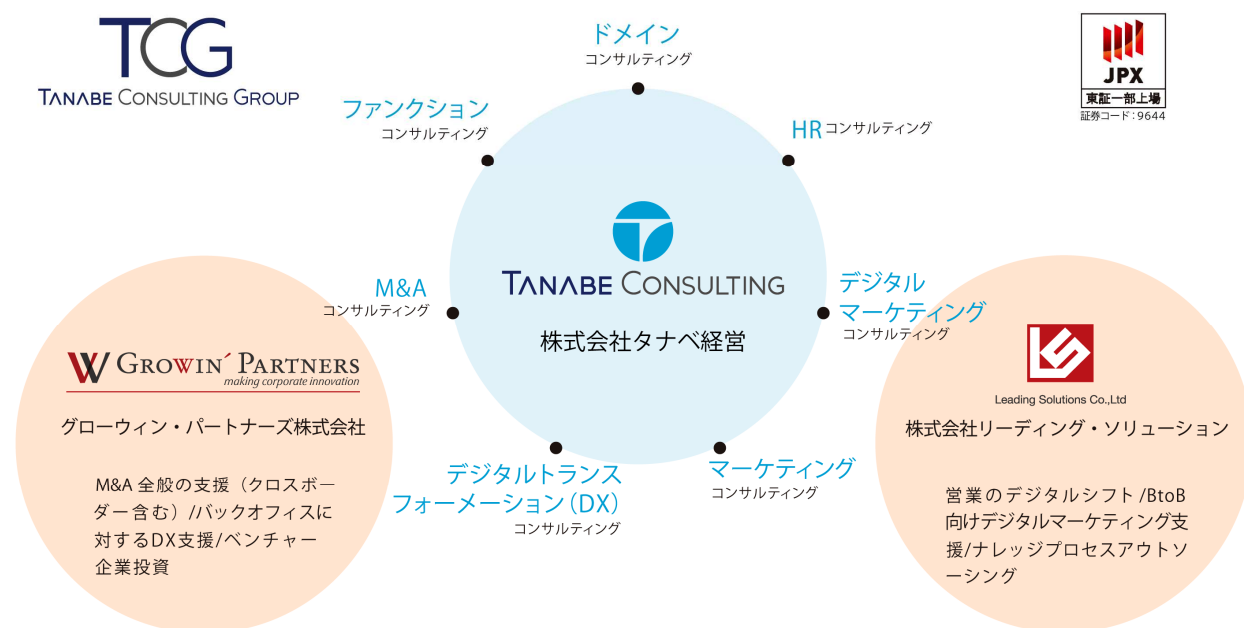
このような中で、グループ全体で延べ10,000社以上となるチームコンサルティング実績及び創業63年間で培ってきた成功済みのコンサルティングメソッドを駆使し、企業の経営全般を支援できる我々「Business Doctors」の役割はより一層増してきております。「ピンチをチャンスに変えて成長したい」「新しい社会に貢献できる自社の価値を見直したい」と考える経営者・リーダーに寄り添い、支援を強化できる経営環境であると認識しております。また、従来の枠に囚われない新しいサービス提供に挑戦できる機会であるとも認識しております。

経営コンサルティング事業においては、ファイナンス・HR・DX等の特定の経営機能や建設・ヘルスケア・外食等の特定の業種に特化する経営コンサルティング企業は多くありますが、当社グループが主要顧客とする大企業から中堅企業に対して、経営全般の支援及び経営の総合的な観点からの専門的な支援を提供するコンサルティング企業は稀であるため、競合他社は比較的少なく、当社グループの優位性は高いと認識しております。

マーケティングコンサルティング事業においては、広告代理店等を中心に競合他社も多いと認識しておりますが、競合他社にはない「戦略及び経営コンサルティング」視点でのマーケティング戦略の立案からブランディング、クリエイティブ、現場におけるリアルプロモーション、DXを駆使した営業生産性の向上までをワンストップで支援することが可能であるため、独自のポジションを構築していると認識しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営方針及び経営環境を踏まえて経営戦略を実行していくにあたり、当社グループ（TCG タナベコンサルティンググループ）の対処すべき課題については、次のとおりであります。



前記の「グループC&C戦略」推進の結果、現状のTCGについては、株式会社タナベ経営、大企業向けにBtoBデジタルマーケティングを提供する株式会社リーディング・ソリューション、同じく大企業向けにクロスボーダーを含むM&A全般の支援やバックオフィスに対するDX支援を提供するグローウィン・パートナーズ株式会社のグループ3社体制となります。

これにより、TCG全体では全国の大企業から中堅企業（売上高50億円以上）向けに「ドメイン（業種・事業領域）」「ファンクション（コーポレートファイナンス・HR・M&A・DX・マーケティング等）」「リージョン（全国10地域）」の観点で最適な専門コンサルタントを複数名選定するチームコンサルティングを提供できる体制を構築しております。

今後は、現状のコアバリューである戦略デザイン機能（上流工程）をアップデートしていくと共に、DX・バリューチェーン・オペレーションズ等の実装・実行機能（中流工程～下流工程）を「プロフェッショナルDXサービス」と定義してM&Aや事業開発により幅広く強化し、大企業から中堅企業の戦略策定から具体的課題の実装・実行までを一気通貫で支援するコンサルティング・バリューチェーンを構築してまいります。

①経営コンサルティング事業

a. ドメイン（業種・事業領域）コンサルティング

様々な業種・事業領域に対応できる中でも、重点ドメイン（食品・建設・サプライチェーン・ライフ&サービス・行政&公共サービス）を設定し、大阪本社・東京本社・中部本部・九州本部へ専門メンバーを重点配置して顧客企業のビジネスモデル変革を支援してまいります。

b. ファンクション（経営機能）コンサルティング

様々な経営機能に対応できる中でも、グループ企業であるグローウィン・パートナーズ株式会社とも連携して重点ファンクション（コーポレートファイナンス（ホールディングス・グループ経営・事業承継等）・BPR（経営システム改革・現場改善等））を設定し、大阪本社・東京本社・中部本部・九州本部へ専門メンバーを重点配置して顧客企業の企業価値を高めてまいります。

c. HR（人的資源）コンサルティング

人事戦略（組織開発・人事制度・採用戦略・働き方改革等）や人材育成（FCCアカデミー（企業内大学）設立・グループ経営者育成・ジュニアボード（次世代経営チーム育成）等）の専門性を強化し、大阪本社・東京本社・中部本部・九州本部へ専門メンバーを重点配置して顧客企業のプロフェッショナル人材の育成に貢献してまいります。

d. M&Aコンサルティング

大阪本社・東京本社へ専門メンバーを重点配置し、グループ企業であるグローウィン・パートナーズ株式会社と共にクロスボーダーを含むM&A戦略立案からターゲットM&A、ファイナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス、PMI（経営統合）まで、事業の再生・存続・成長全てを実現するM&Aコンサルティングを提供してまいります。

e. アライアンスコンサルティング

従来からの全国の金融機関や土業等に加えて企業・団体等ともアライアンス（提携）契約を締結して協力関係を築き、アライアンス先の顧客企業へ様々なコンサルティングサービスを提供することにより、顧客企業・アライアンス先・当社グループによるトリプルウィンモデルを構築してまいります。

f. DXコンサルティング

大阪本社・東京本社及び戦略総合研究所へ専門メンバーを重点配置すると共に、グループ企業である株式会社リーディング・ソリューション及びグローウィン・パートナーズ株式会社とも連携し、経営視点から顧客企業のDX課題を解決していくと共に、当社が長年培ってきたコンサルティングメソッドとデジタル技術とを融合させた「コンサルティングテック」の開発も推進してまいります。

g. リージョナル戦略コンサルティング

全国の本部事業所にもドメイン・ファンクション・HRの専門組織を組成し、大阪本社・東京本社からのサポートも含め、各地域特性を踏まえた競争力のあるコンサルティングを地域密着で展開すると共に、引き続き支社事業所の組織・人員体制も強化し、TCGの力を結集したコンサルティング・バリューチェーンを全国に構築してまいります。

②マーケティングコンサルティング事業

a. ブランドプロモーションコンサルティング

大阪本社・東京本社へ専門メンバーを重点配置し、顧客企業の経営理念・ビジョン・ミッションを実現するための戦略マーケティング活動を支援してまいります。グループ企業である株式会社リーディング・ソリューションと連携し、営業DXコンサルティングサービス等も開発してまいります。

b. デザインプロモーションコンサルティング

大阪本社・東京本社へ専門メンバーを重点配置し、重点ドメイン（消費財・流通・ビューティー等）に属するグローバル大企業等の独自のブランドストーリー・世界観等をデザイン・クリエイティブ・DXの力を駆使して表現し、企業価値をさらに高めるコミュニケーションを支援してまいります。

c. ブランディングツールコンサルティング

大阪本社・東京本社へ専門メンバーを重点配置し、既存顧客企業を中心にプロモーションツールやダイアリーを提供してまいります。

③グループ全体

中長期的に持続的成長及び企業価値向上を加速させるため、新たに「One&Only 世界で唯一無二の新しいコンサルティンググループ TCGの創造」をスローガンとした中期経営計画（2021～2025）「TCG Future Vision 2030」を策定いたしました。

中期経営計画の最終年度である2026年3月期の目標としての売上高150億円・営業利益18億円・自己資本当期純利益率（ROE）10%・総資産経常利益率（ROA）15%・従業員数800名を実現すべく、以下の5点を成長モデルと設定し、推進してまいります。

a. 「プロフェッショナルDXサービス」の拡大によるコンサルティング・バリューチェーンの構築

b. コンサルティング事業の開発モデル

c. LTV（Life Time Value＝コンサルティング継続率）70%を実現するマーケティングモデル

d. パートナー人材100名体制を実現するチームアップ&パートナー100モデル

e. 「TCGアカデミー」によりグループ全体で数多くのプロフェッショナル人材を育成するアカデミーモデル

また、TCGが世界で唯一無二のコンサルティング・バリューチェーンを構築し、持続的成長を続けていくための基盤として、以下も推進してまいります。

a. TD&I（タナベ ダイバーシティー&インクルージョン）

多様な人材がお互いを知り、尊重し合い、より生産性の高い仕事ができる環境をつくることが重要であり、そのためのオフィスリニューアル投資等を積極的に実施してまいります。また、健康経営も推進してまいります。

b. DX投資

顧客企業に対するコンサルティング価値の向上及びコンサルタントの生産性向上を実現する「コンサルティングテック」（TCGのコンサルティングメソッド×テクノロジー）の開発を加速させてまいります。また、TCG各社のバックオフィスの生産性向上を実現する「スマートDX」投資も推進してまいります。

c. コーポレートコミュニケーション

「One&Only 世界で唯一無二の新しいコンサルティンググループ TCG」としてのブランドポジションを確立すべく、ステークホルダー別の適切なIR・SR・PR、そしてブランディング活動を推進してまいります。

d. ESG・SDGs

2019年10月に国連グローバル・コンパクトへ署名して参加企業として登録されると共に、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンへ加入しておりますが、全ての基盤である地球の「持続可能な開発」のため、「コンサルティング」を通じて社会や地球環境の改善に貢献するESG・SDGs対応を推進してまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

現場で数多くの企業の経営と向き合い、企業を救い元気にし、そして社会や顧客にとってなくてはならない存在であるFCCへと導くと共に、当社グループもFCCを目指して持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、売上高成長率の向上と営業利益及び売上高営業利益率の向上を目標としております。そして、安定的な利益確保により、まずは有事にも動じない高い安定性を備えた最適資本構成を実現してまいります。その上で、中期経営計画で目標としている自己資本当期純利益率（ROE）や総資産経常利益率（ROA）を向上してまいります。前記により、収益性・安定性・効率性のバランスの取れた企業を目指してまいります。

そのために、「売上高」「営業利益」「売上高営業利益率」「自己資本当期純利益率」「総資産経常利益率」を重要な指標として位置づけております。

当連結会計年度における「売上高」は92億13百万円、「営業利益」は7億51百万円、「売上高営業利益率」は8.2%、「自己資本当期純利益率」は4.5%、「総資産経常利益率」は5.9%でした。引き続きこれらの指標の改善に向けて取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、重要性等が高いと考えられる項目から記載しております。

(1) コンサルタント人材について

当社グループでは、顧客企業ごとの経営課題に応じて複数名の最適なコンサルタントがチームを組成する「チームコンサルティング」を提供しており、特定のコンサルタントへの業務・ノウハウの属人化を避けております。しかし万一、人材の大量流出が発生した場合や顧客の評価を得られる人材の採用及び育成・活躍・定着が進まない場合には、当社グループの事業拡大の制約となり、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

前記のリスクの顕在化を避けるために、採用においては採用ブランディング投資等により新卒採用とキャリア採用を共に強化しており、育成においてはオンラインで場所と時間を選ばず学習できるデジタル教育コンテンツを用いてコンサルタントを養成する「タナベFCCアカデミー」により新入社員の早期戦力化を推進しております。

活躍においてはFCCの創出がコンサルタント個人の成果へと反映される人事制度によりモチベーションアップ・パフォーマンスアップを推進すると共に、積極的なDX投資によりテレワーク環境等も整備し、コロナ禍においてもコンサルタントが活躍できる体制を強化しております。

そして、定着においては各コンサルタントがグレード・キャリア・ライフステージ等に応じて長く活躍できる場を提供しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について

2021年3月期前半において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、移動制限や集合型研修・イベント等の開催中止が発生し、当社グループにおいてもコンサルティング契約の月単位での休止や延期、クロスボーダーM&Aの延期、FCCセミナー・戦略ドメイン&ファンクション研究会の開催中止、各種イベント等の開催中止に伴うプロモーション商品等の失注等により、経営成績や財政状態に影響が発生いたしました。

今後も、前記のリスクを避けてウィズコロナの新しい社会環境等に対応するために、社内対応として全社員を対象にテレワークやシフトワークを推進しつつ、DX技術を駆使したオンラインコンサルティング、オンデマンドによるセミナー・戦略ドメイン&ファンクション研究会の開催、マーケティングコンサルティング事業における「営業DXコンサルティングサービス」の提供等、従来の枠に囚われない新しいサービス提供にチャレンジしております。

(3) 顧客情報管理について

当社グループは、提携先やコンサルティングを通じて顧客から得た機密情報の他に、過去に当社グループと取引を行った企業に関する情報を収集、整理し顧客情報として管理しております。万一、外部からの不正手段によるコンピュータ内への侵入や会社関係者の過誤等により、機密情報や顧客情報が漏洩し、当社グループの信用の低下を招いた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

前記のリスクの顕在化を避けるために、「情報管理」を経営の最重要事項の一つと位置付け、情報管理体制の強化、情報管理に対する社内啓発及び意識向上の活動を推進する等、様々な角度から顧客情報及び機密情報の漏洩防止策を検討し実行しております。また、社内では個人情報保護規則、情報システム管理規則及び情報システム利用者規則等に則した情報管理に関する社員への意識付けを行うと共に、インサイダー取引に関する教育を実施し、データを取り扱う外部委託先に対して秘密保持の契約を取り交わしております。

(4) グループ企業管理について

当社グループは、「コンサルティング」により顧客課題・社会的課題を解決することを通じて、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するために、「グループC&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化）を推進しており、M&Aを重要な戦略オプションの1つと位置付けております。

しかしながら、M&Aによるグループ企業の急速な拡大により、グループ経営管理において問題が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

前記のリスクの顕在化を避けるために、当社取締役や幹部従業員をグループ企業の役員として派遣し、適切に監督を行っております。また、コーポレート本部総務部及びコーポレート本部財務部も関係各部門とも連携し、グループ企業の取締役会・経営会議等に出席して営業成績及びそれに係る重要事項等について定期的に報告を受け、進捗を当社取締役会及び経営会議にて確認する等、適切なグループ企業管理を実施しております。

(5) 季節変動について

マーケティングコンサルティング事業において、ダイアリーの売上が第3四半期連結会計期間に集中することから、例年の傾向として同期間における売上高及び利益が増加する傾向にあり、通期の業績に占める第3四半期連結会計期間の比重が高くなっております。このため、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難な状態にあります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における四半期別のマーケティングコンサルティング事業の売上高及びセグメント利益又は損失の推移は下表のとおりであります。

	前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高（千円）	668,621	814,627	1,565,053	768,251	3,816,555
構成比（％）	17.5	21.4	41.0	20.1	100.0
セグメント利益 又は損失（△）（千円）	△67,549	15,806	220,552	514	169,323

	当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高（千円）	845,175	674,581	1,447,612	603,691	3,571,061
構成比（％）	23.7	18.9	40.5	16.9	100.0
セグメント利益 又は損失（△）（千円）	△11,605	△57,885	194,138	△40,746	83,899

(注) 2021年3月期より、従来のSP（セールスプロモーション）コンサルティング事業を「マーケティングコンサルティング事業」へと名称変更しております。

(6) 手帳の生産委託について

当社グループの販売しているブルーダイアリー（手帳）は、当社仕様による生産指示のもとで、原材料を支給し、加工（製本等）は特定の外部における加工業者に委託しております。

委託先において生産が出来ない事態が発生した場合、又は大規模な地震やその他の災害が発生し、委託先の生産設備等が被害を被った場合に備え、代替できる加工場を有しております。しかしながら、万一、当該事象が7月以降に発生した場合、代替できる加工場で十分な生産を出来ない場合には、商品の特性上、業界全てにおいて生産時期が7月から12月頃に集中しているために、代替できる加工場以外の新たな加工場を早急に確保することは困難な状況にあります。このような事態が発生した場合には、受注した商品の販売ができなくなるため、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重大な不良品の発生について

マーケティングコンサルティング事業においては、外部の加工業者に委託して商品と手帳を製造し、顧客や一般消費者に提供しております。不良品の発生防止のため、品質管理、生産管理等には十分注意しておりますが、何らかの事情により不良品が発生した場合、値引きや製品の再生産、再検品、回収、廃棄等の負担が発生し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等について

①経営コンサルティング事業

現在のところ、特に関係省庁の許認可等の制限を受けることはありませんが、今後、法令等の制定改廃により何らかの制限を受けることとなった場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②マーケティングコンサルティング事業

a. 製造物責任法（ＰＬ法）について

商品の欠陥が理由で事故が生じた場合、商品の種類によっては製造物責任法（ＰＬ法）により損害賠償請求を受ける可能性があります。当社グループでは、このような事故が生じないように、仕入先の管理を含め品質管理体制の整備に注力すると共に、万一、事故が生じた時のために、製造物賠償責任保険（ＰＬ保険）に加入しております。もし当該法律に抵触する事態が生じた場合、当社グループに対する顧客企業からの信用及び社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 著作権等の第三者の知的財産権の侵害について

マーケティングコンサルティング事業が取り扱う商品について、当該商品が著作権等の第三者の知的財産権を侵害する可能性があるため、商品を提案する際には知的財産権の有無を確認する必要があります。当社グループでは、当社グループが知的財産権に係る調査を行うことで、取り扱う商品が、第三者の知的財産権を侵害することがないように努めておりますが、商品を販売した後に係争が発生した場合、当社グループに対する顧客企業からの信用及び社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムトラブルについて

当社グループは、ＦＣＣアカデミー会員向けに、当社グループのクラウドシステムを通じ、各種の教育コンテンツを提供しております。

当社グループでは、通常の運用において、想定されるシステム障害に対する対応策（外部アクセス制御、認証、ウイルスチェック、データのバックアップ等）と障害時の復旧体制を講じており、システムへの信頼性向上に努めております。

万一、災害や停電等で通信ネットワークにシステム障害が発生し、長期化した場合、教育コンテンツの提供ができず、顧客の離反を招き、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における連結経営成績は以下のとおりであります。

中期経営計画「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」の最終年度であった当連結会計年度について、当社グループが属する主に中堅企業から大手企業を対象としたコンサルティングマーケットにおいては、新型コロナウイルス感染症との共存に伴う社会環境等の変化に対して自社の貢献価値を問い直し、M&Aも戦略オプションの1つとして新たなビジネスモデルを検討・構築したい、本格的にデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）へ取り組みたいという企業も増えてまいりました。

このような環境のもと、当社グループは中期事業戦略「C&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化）推進の結果として、M&A支援やバックオフィスに対するDX支援に強みを持つグローウィン・パートナーズ株式会社を2021年1月にグループ企業として迎えました。

そして、コロナ禍においても顧客や従業員等の安全と健康を考え、感染防止対策を推進しながら「経営を止めない、経済を止めない、教育を止めない」活動を続け、全国主要10都市の各事業所に常駐する「Business Doctors」（コンサルタント）が「ピンチをチャンスに変えて成長したい」「新しい社会に貢献したい」と考える全国の経営者に寄り添い、高品質のコンサルティングを提供してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりであります。なお、2021年3月期の連結財務諸表作成にあたり、グローウィン・パートナーズ株式会社の1月から3月の3ヶ月分の業績を連結しております。

売上高：92億13百万円（対前期増減率1.9%減・対計画増減率1.9%減）

（影響を与えた主な要因）

<経営コンサルティング事業>

①主力の経営コンサルティング契約数は、期中平均464契約（前期487契約）。新型コロナウイルス感染症の拡大による契約の一時休止や延期が影響して減少するも、第3四半期以降は回復基調となる。

【対策】

- （a）高付加価値コンサルティングサービス「チームコンサルティングブランド（TCB）」を推進し、平均単価が上昇。
- （b）全国の既存顧客のフォローを強化し、地域ごとのリスク分散と長期契約基盤の維持を実現。
- （c）サービス提供においてオンライン化を推進。
- ②デジタルコンサルティングは、株式会社リーディング・ソリューションによるBtoBデジタルマーケティングや営業のデジタルシフト支援、新たにグループ企業化したグローウィン・パートナーズ株式会社によるバックオフィスに対するデジタルシフト支援等のDXテーマが好調に推移。
- ③M&Aコンサルティングは、事業承継型や事業再編型のニーズが高い中、案件紹介チャネルとしてのアライアンスの推進や体制強化等が功を奏し、またグローウィン・パートナーズ株式会社のグループ企業化により、大きく伸長。

<マーケティングコンサルティング事業>

①主力のマーケティングコンサルティングにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種イベント等の延期・中止に伴い、プロモーション商品の企画・制作を含むコンサルティング需要が減少。一方で、需要が高まった感染防止対策商品やテレワーク商品の提供、デジタル支援等の強化へシフト。

【対策】

- （a）感染防止対策商品やテレワーク商品を顧客ごとにカスタマイズするプロモーション企画を推進。
- （b）デジタルを活用した新たなブランディング・プロモーション支援を推進。
- （c）好調業界（物流・保険・ビューティー・日用品等）への支援を強化。
- （d）サービス提供においてオンライン化を推進。
- ②ダイアリーは、ブルーダイアリー（手帳）の継続した安定受注があったものの、一部キャンセルにより減少。

＜その他＞

- ①コンサルティング契約への導線ともなるFCCセミナーや戦略ドメイン&ファンクション研究会において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、キャンセルや一部延期が発生。対策として、マーケティングサイトの立ち上げも含む社内インサイドセールス体制を強化し、また見込み顧客獲得のための大型無料Web説明会を11テーマ開催して延べ約2,300名の方々にご参加いただき、顧客創造にも貢献。

営業利益：7億51百万円（対前期増減率23.9%減・対計画増減率7.4%増）

（影響を与えた主な要因）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限下においても、全国主要10都市の各事業所に常駐するコンサルタントが地域密着で高品質のコンサルティングを提供できる当社の強みが発揮され、またWeb会議システムやERP（統合型基幹業務システム）等のデジタルツールへの積極投資により、社内外におけるリアルコミュニケーションや業務をオンラインに転換することができたため、生産性が向上し、諸経費を大幅に削減。
- ②その他、グループ全体の視点で不要不急のコストを見直す取り組みを実施。

経常利益：7億71百万円（対前期増減率24.0%減・対計画増減率5.7%増）

（影響を与えた主な要因）

- ①営業外収益として、受取利息及び受取配当金を10百万円計上。

親会社株主に帰属する当期純利益：4億98百万円（対前期増減率28.4%減・対計画増減率1.7%増）

（影響を与えた主な要因）

- ①特別利益として、投資有価証券売却益を83百万円計上。
- ②特別損失として、投資有価証券償還損を28百万円計上。

また、コーポレート戦略といたしまして、グループ全体でテレワーク・シフトワーク体制に移行し、新しい働き方に適応すべくWeb会議システム等のデジタルツールにも積極投資し、社内外のコミュニケーションの円滑化と生産性の向上を図ると共に、新型コロナウイルス感染症への感染対策も徹底してまいりました。デジタル教育コンテンツを用いた「タナベFCCアカデミー」によるプロフェッショナル人材の育成を継続することに加え、新たに導入したERP（統合型基幹業務システム）の円滑運用・定着により経営活動を効率化し、また重点事業や商品・サービスのブランディング・PRを強化してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来の「ＳＰ（セールスプロモーション）コンサルティング事業」から「マーケティングコンサルティング事業」にセグメント名称を変更しております。セグメント名称の変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

＜経営コンサルティング事業＞

売上高：56億42百万円（対前期増減率1.2%増・対計画増減率0.9%減）
セグメント利益：10億98百万円（対前期増減率25.1%減・対計画増減率10.3%減）

高付加価値コンサルティングサービス「チームコンサルティングブランド（ＴＣＢ）」が定着し、平均単価が上昇するも、主に期初からの新型コロナウイルス感染症の影響によるコンサルティングやＦＣＣセミナー、戦略ドメイン＆ファンクション研究会の一時休止や延期が売上高に影響いたしました。一方で、グローウィン・パートナーズ株式会社の株式の過半数を取得して連結子会社としたことに伴い、同社の１月から３月の３ヶ月分の業績をＭ＆Ａアライアンス及びデジタルコンサルティングに追加しております。結果、増収減益となりました。

サービス区分		サービス内容別の要因
経営 コンサル ティング	ドメイン・ ファンクション コンサルティング	コンサルティング 期初から発生した契約の一時休止や延期により減少するも、第3四半期以降は回復基調となる。TCBの推進や全国の既存顧客（長期契約先）のフォロー強化、サービス提供におけるオンライン化を推進。「ウィズコロナの中長期ビジョン策定・推進」「事業承継」「業務改善・生産性改革」「営業戦略・販売力強化」等が継続して好調。
		M&Aアライアンス ・M&Aコンサルティング 事業承継型や事業再編型のニーズが高い中、案件紹介チャネルとしてのアライアンスの推進や体制強化等が功を奏し、またグローウィン・パートナーズ株式会社のグループ企業化により、大きく伸長。 ・アライアンス 全国の金融機関等の提携先の顧客支援を目的とした勉強会「経営塾」は、会員数の減少や開催延期・中止等により、大きく減少。一方で、提携先からの顧客企業の紹介によるコンサルティング案件の受注は増加。
		戦略ドメイン&ファンクション研究会 ドメイン&ファンクション戦略を顧客と共に研究する視察型勉強会は、第1四半期・第3四半期の開催中止や一部延期により減少。対策として、ライブ配信とリアル集合型を併用して対応。
	HR コンサルティング	コンサルティング 期初から発生した契約の一時休止や延期により減少するも、第3四半期以降は回復基調となる。TCBの推進や全国の既存顧客（長期契約先）のフォロー強化、サービス提供におけるオンライン化を推進。「働き方改革を実現する人事制度構築・運用」「ジョブ型人事制度への移行」「FCCアカデミー（企業内大学）設立」等が継続して好調。
FCCセミナー（階層別セミナー） リアル集合型セミナーのキャンセルや開催中止等により減少。一方で、オンデマンド配信・オンライン配信も新たに企画・実施し、「ファーストコールカンパニーフォーラム2020」「経営戦略セミナー」では、共に2,000名超の経営者・経営幹部がご参加。		
デジタルコンサルティング		株式会社リーディング・ソリューションによる、デジタル活用によるマーケティング施策の戦略策定から企画・実行・改善までのワンストップ支援、及びグローウィン・パートナーズ株式会社によるバックオフィス業務のデジタルシフト支援が、DX関連の需要の高まりを受けて好調に推移。

※、上記のドメインとは「業種・事業領域」、ファンクションとは「経営機能」、HRとは「人的資源」を意味しております。

<マーケティングコンサルティング事業>

売上高：35億71百万円 （対前期増減率6.4%減・対計画増減率3.5%減）
セグメント利益：83百万円 （対前期増減率50.5%減・対計画増減率30.1%減）

感染防止対策商品やテレワーク商品の提供、デジタルを活用した新たなブランディング・プロモーション支援が好調に推移し、また好調業界への支援を強化いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種イベント等の延期・中止に伴いプロモーション商品の企画・制作を含むコンサルティング需要が減少し、またダイアリーの一部キャンセルも発生したため、減収減益となりました。

サービス区分	サービス内容別の要因
マーケティング コンサルティング	デザインプロモーション 各種イベント等の延期・中止により、これらに伴うプロモーション商品の企画・制作が減少。 一方で、需要が高まった感染防止対策商品（マスク・消毒液・飛沫防止用アクリルパネル等）やテレワーク商品を顧客ごとにカスタマイズするプロモーション企画等が好調に推移し、また好調業界向けのプロモーション商品も堅調に推移。
	ブランドプロモーション 第1四半期からの企業のプロモーション活動自粛により、集客イベントやキャンペーン等の企画が大きく減少。 一方で、第2四半期以降は、デジタルを活用した新たなブランディング・プロモーション支援へと注力し、好調に推移。
S P ツール	展示会や営業活動等で使用するプロモーション商品の販売が減少するも、デザインプロモーションと同様に感染防止対策商品のニーズが高く、伸長。
ダイアリー	ブルーダイアリー（手帳）等は、継続した安定受注はあったものの、一部キャンセルが発生して減少。

②キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報」に記載のとおりであります。

③仕入及び売上実績

i. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比 (%)
	金額 (千円)	
経営コンサルティング事業	28,466	93.5
マーケティングコンサルティング事業	2,486,855	96.9
合計	2,515,322	96.9

- (注) 1. 仕入品目が複雑多岐にわたるため数量表示は省略しております。
 2. 仕入金額には原材料費を含んでおります。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 4. セグメント間の取引については、内部振替前の数値としております。

マーケティングコンサルティング事業での商品仕入のうち、ビジネス手帳は特定の仕入先より購入しておりますが、当社は原材料(手帳用紙)をこれら各社に無償で支給し、各社は当社の指示する仕様に基づいて加工製本を行い、当社に商品として納入しております。なお、仕入先各社とは、当社の仕様による商品を第三者には販売しない旨の契約を締結しております。

ii. 売上実績

当連結会計年度の売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比 (%)
	金額 (千円)	
経営コンサルティング事業	5,642,471	101.2
マーケティングコンサルティング事業	3,571,061	93.6
合計	9,213,533	98.1

- (注) 1. サービス・商品の内容が多岐にわたるため、数量表示は省略しております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント区分の売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、134億5百万円となり、前連結会計年度末比4億35百万円増加いたしました。

流動資産は88億89百万円となり、前連結会計年度末比11億57百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が12億42百万円増加したためであります。

固定資産は45億16百万円となり、前連結会計年度末比7億21百万円減少いたしました。主な要因は、のれんが5億48百万円増加しましたが、長期預金が10億円減少したためであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、19億75百万円となり、前連結会計年度末比43百万円減少いたしました。

流動負債は14億18百万円となり、前連結会計年度末比2億23百万円減少いたしました。主な要因は、前受金が1億7百万円減少し、未払法人税等も74百万円減少したためであります。

固定負債は5億56百万円となり、前連結会計年度末比1億80百万円増加いたしました。主な要因は、長期借入金が99百万円増加し、繰延税金負債も71百万円増加したためであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、114億30百万円となり、前連結会計年度末比4億79百万円増加いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益が剰余金の配当を上回り、退職給付に係る調整累計額が1億35百万円増加したためであります。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高の概況は、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は、51億5百万円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上高から売上原価を控除した売上総利益は41億7百万円となり、売上総利益率は44.6%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、33億55百万円となりました。主な内訳は、給料及び手当10億88百万円、役員報酬3億47百万円、地代家賃3億5百万円、福利厚生費2億57百万円、広告宣伝費2億50百万円です。

(営業利益)

売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した営業利益は7億51百万円となり、売上高営業利益率は8.2%となりました。

(営業外収益・費用)

営業外損益は、純額20百万円の利益となりました。

(経常利益)

営業利益に営業外収益・費用を加減算した経常利益は7億71百万円となり、売上高経常利益率は8.4%となりました。

(特別利益・損失)

特別損益は、投資有価証券売却益83百万円や投資有価証券償還損28百万円により、56百万円の利益となりました。

(税金等調整前当期純利益)

経常利益から特別利益・損失を加減算した税金等調整前当期純利益は、8億28百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計が2億91百万円となった結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4億98百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は67億78百万円となり、前連結会計年度末比12億42百万円増加いたしました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、2億23百万円の収入(前連結会計年度は7億15百万円の収入)となりました。

これは、法人税等の支払額2億60百万円、退職給付に係る資産の増加1億75百万円、前受金の減少1億7百万円等の減少要因があった一方で、税金等調整前当期純利益が8億28百万円となる等の増加要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、14億26百万円の収入(前連結会計年度は5億37百万円の収入)となりました。

これは、有価証券の取得による支出51億99百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出2億72百万円、定期預金の預入による支出2億円等の減少要因があった一方で、有価証券の売却及び償還による収入52億99百万円、定期預金の払戻による収入12億円、投資有価証券の売却及び償還による収入6億34百万円等の増加要因があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、4億8百万円の支出(前連結会計年度は3億73百万円の支出)となりました。

これは、配当金の支払額3億69百万円等の減少要因があったことによるものです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業活動のための適切な資金を確保し、資金の流動性を維持すると共に、健全な財政状態を目指すための安定的な営業キャッシュ・フローの創出が資本財源の最優先事項と考えております。

事業活動における資金需要は、大きく分けて運転資金需要と設備資金需要、及びM&Aを含む事業拡大のための資金需要です。主に自己資金より充当しております。運転資金需要の主なものは、経営コンサルティング事業では、コンサルタントの人件費やセミナー等を開催する際の会場費、マーケティングコンサルティング事業では、デザインプロモーション商品等の商品仕入、ブルーダイアリー(手帳)等の生産のための原材料仕入やそれらに係る外注加工費と、両事業に共通するものとして事務所の維持費(家賃)や新規採用・育成に関わる人材募集費等の管理費があります。また、設備投資需要の主なものは、事務所の建物附属設備、情報システム関連や器具備品等の固定資産購入によるものであります。さらに、「グループC&C戦略」推進のため、M&Aを含む事業投資を積極的に行っていく方針であり、既存事業で得た自己資金を新たな事業領域の拡大のために活用してまいります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りに不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

以下の会計方針が当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な見積りと判断に大きな影響を及ぼすものと認識しております。

a. のれん

のれんの減損については、少なくとも1年に一回、又は事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、減損の兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。報告単位の公正価値を評価し、公正価値が報告単位の帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その下回る額について減損損失として計上することになります。

なお、当連結会計年度に取得した関係会社株式に係るのれんの計上額と償却年数については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

b. 繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づく課税所得の十分性を慎重に検討し、回収可能性を判断した上で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積額が減少した場合は、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

c. 固定資産の減損

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しています。減損を判定する際のグルーピングは各事業所単位で行い、減損の兆候が認められる場合は、各事業所単位の将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行っております。

将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは合理的であると考えておりますが、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は2020年12月9日開催の取締役会において、グローウィン・パートナーズ株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化すること及び資本業務提携を行うことを決議し、同日付で契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、全国的なコンサルティングのプラットフォーム化を推進し、社員の働きやすさと生産性を高めるための設備投資を行っており、当連結会計年度における設備投資の総額は34百万円であります。

主なものといたしましては、セグメントに帰属しない部門でのソフトウェアの購入費用12百万円や各種デジタル機器の購入費用7百万円等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
大阪本社 (大阪市淀川区)	経営コンサルティング事業 マーケティングコンサル ティング事業 その他	事務所設備	537,871	1,527,477 (548.96)	33,047	2,098,396	152
東京本社 (東京都千代田区)	経営コンサルティング事業 マーケティングコンサル ティング事業 その他	〃	23,137	— (—)	4,467	27,605	112
中部本部 (名古屋市中村区)	経営コンサルティング事業	〃	6,628	— (—)	1,198	7,827	24
九州本部 (福岡市博多区)	経営コンサルティング事業	〃	6,772	— (—)	488	7,260	21
北海道支社他 5事業所	経営コンサルティング事業	〃	1,787	— (—)	1,686	3,474	70

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、構築物、リース資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、主要な賃借設備は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

事務所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京本社 (東京都千代田区)	経営コンサルティング事業 マーケティングコンサルティング事業 その他	事務所家賃	130,108
中部本部 (名古屋市中村区)	経営コンサルティング事業	〃	31,464
九州本部 (福岡市博多区)	経営コンサルティング事業	〃	20,243
北海道支社他 5事業所	経営コンサルティング事業	〃	50,077

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)リーディング・ソリューション	本社 (東京都中央区)	経営コンサルティング事業	事務所設備	2,925	303	3,228	21
グローウィン・パートナーズ(株)	本社 (東京都千代田区)	経営コンサルティング事業	事務所設備	4,720	833	5,554	57

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,754,200	8,754,200	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	8,754,200	8,754,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く。）10名 当社従業員 33名
新株予約権の数（個）※	464 [464]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 46,400 [46,400]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,415（注）1（注）2（注）3（注）4
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年6月28日 至 2027年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,415 資本組入額 708
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③新株予約権者は、当社の2018年3月期の事業年度における当期純利益が、期初計画値（6億45百万円）以上になった場合に新株予約権の行使をできるものとする。なお、当期純利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした2018年3月期に係る有価証券報告書の財務諸表に当期純利益として記載される数値をいうものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項があった場合については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

3. 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
4. 1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。ただし、以下の(1)、(2)、又は(3)の各事由が生じた時は、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式1株当たりの再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.(注)2.(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

① 以下のi、ii、iii、iv又はvのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 新株予約権者が、表中における新株予約権の行使の条件に定める①及び③の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

表中における新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く。） 11名 当社従業員 72名
新株予約権の数（個）※	2,355 [2,355]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 23,550 [23,550]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,076（注）1（注）2（注）3（注）4
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月1日 至 2028年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	①発行価格 （注）4による払込金額と同額 ②資本組入額 （注）5
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③新株予約権者は、各年度の業績目標（下記 i 参照）のいずれかを達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記 ii で設定された権利行使可能割合のそれぞれの個数を上限に2020年7月1日から2028年6月26日までの期間において、行使することができる。 ただし、新株予約権者は、業績目標を達成した各年度毎に定める当該期間（下記 iii 参照）において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 なお、経常利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした各年度（下記 i 参照）に係る有価証券報告書の財務諸表に、経常利益として記載される数値をいうものとする。 i 各年度の業績目標 1) 2019年3月期 経常利益 9億90百万円 2) 2020年3月期 経常利益 10億20百万円 3) 2021年3月期 経常利益 10億60百万円 ii 新株予約権の行使に際して定められる各年度の業績目標達成条件と権利行使可能割合 1) 2019年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 2) 2020年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 3) 2021年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の40%を上限とする iii 各年度毎に定める期間 1) 2019年3月期 2018年7月1日～2019年6月30日 2) 2020年3月期 2019年7月1日～2020年6月30日 3) 2021年3月期 2020年7月1日～2021年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項があった場合については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

3. 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
4. 1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。ただし、以下の(1)、(2)、又は(3)の各事由が生じた時は、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式1株当たりの再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1.（注）2.（注）3.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

- ① 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 新株予約権者が、表中における新株予約権の行使の条件に定める①及び③の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

表中における新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
1995年5月19日	2,020,200	8,754,200	—	1,772,000	—	2,402,800

(注) 1995年5月19日付で1株を1.3株に無償株主割当しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	18	20	47	28	2	7,645	7,760	－
所有株式数 （単元）	－	9,234	949	5,240	423	7	71,578	87,431	11,100
所有株式数の 割合（％）	－	10.56	1.09	5.99	0.48	0.01	81.87	100.00	－

(注) 1. 自己株式141,324株は、「個人その他」に1,413単元及び「単元未満株式の状況」に24株を含めて記載しております。なお、自己株式の株主名簿記載上の株式数と実質的な所有株式数は同一であります。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ6単元及び90株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株 式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
田辺 次良	神戸市北区	1,120	13.00
田邊 洋一郎	川崎市宮前区	990	11.50
檜崎 十紀	京都市左京区	817	9.49
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	450	5.23
上田 信一	神奈川県足柄上郡大井町	258	2.99
タナベ経営社員持株会	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号	241	2.80
タナベ経営取引先持株会	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号	235	2.73
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	228	2.65
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	202	2.34
木元 仁志	大阪府高槻市	160	1.85
計	—	4,705	54.63

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 141,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,601,800	86,018	—
単元未満株式	普通株式 11,100	—	—
発行済株式総数	8,754,200	—	—
総株主の議決権	—	86,018	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社タナベ経営	大阪市淀川区宮原 3丁目3番41号	141,300	—	141,300	1.61
計	—	141,300	—	141,300	1.61

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	230	303,730
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	141,324	—	141,324	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、現在は連結配当性向60%を目安に業績等を勘案し、利益配分を行っております。

剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

また、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

上記に基づき、当事業年度の配当につきましては、2021年6月25日開催の第59回定時株主総会において、1株につき期末配当43円の配当を実施することに決定いたしました。この結果、当事業年度の連結配当性向は74.3%となりました。

今後は、中期経営計画（2021～2025）「TCG Future Vision 2030」で掲げる株主還元方針として、総還元性向50%を目安に、配当金及び流動性を勘案した上での自己株式取得を検討し、利益還元及び株価上昇の実現により、株主の期待に広く応えてまいります。

内部留保につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現するための資金として有効活用する方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月25日 定時株主総会決議	370,353	43

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

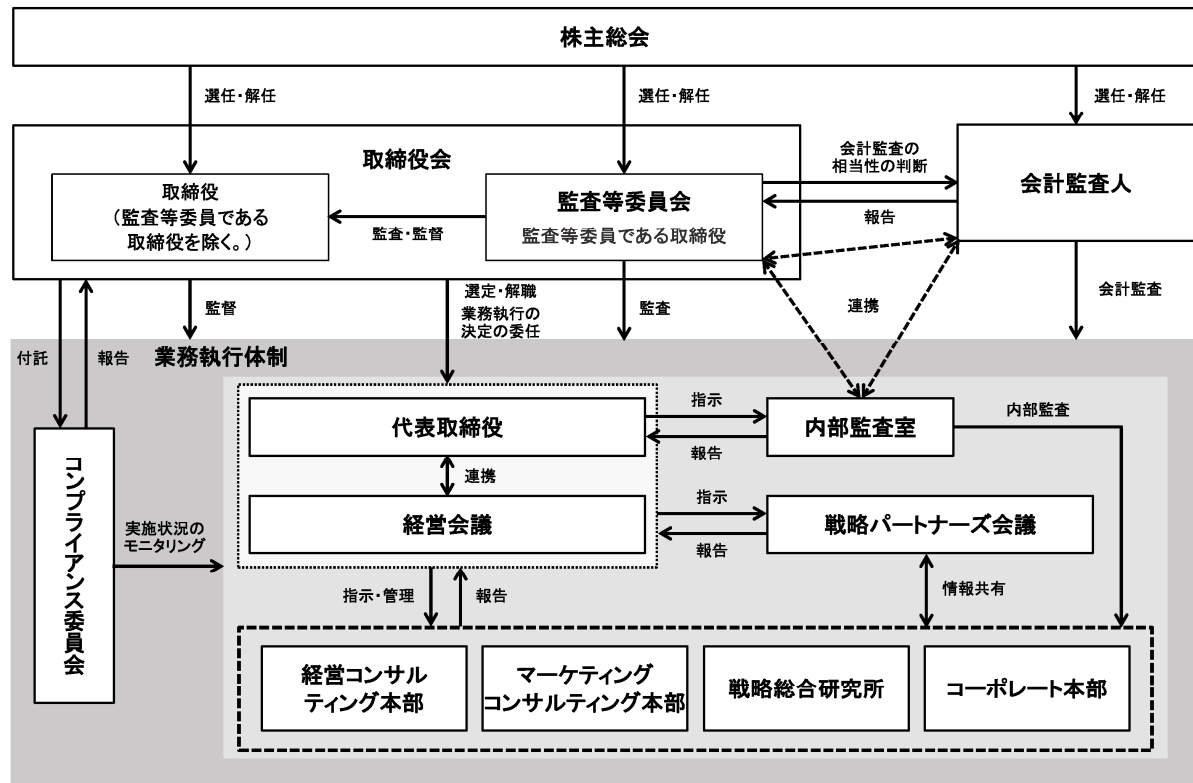
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コンサルティング」により顧客課題・社会的課題を解決することを通じて、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現し、株主をはじめ従業員、顧客、取引先や提携先等すべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業となることを、経営の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、企業情報の適切な開示を実践しつつ、経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。また、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話の実現に取り組んでまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



a. 企業統治の体制の概要

(各機関及び部署における運営、機能及び活動状況)

<取締役会>

取締役会は、代表取締役社長を議長として、毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。業務執行に関する最高の意思決定機関として、法令、定款及び「取締役会規則」において定められた重要事項を意思決定すると共に、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督を行っております。

構成員は、取締役である若松孝彦、長尾吉邦、南川典人、中村敏之、藁田勝、仲宗根政則、松永匡弘、島田憲佳、奥村格と監査等委員である社外取締役の市田龍、神原浩、井村牧であります。

<経営会議>

経営会議は、代表取締役社長が責任者となり、毎月開催し、必要に応じて臨時開催しております。取締役会へ上程すべき事項や経営方針及び経営計画に関する事項等、経営に関する全般的な重要事項を検討し決定しております。

構成員は、取締役である若松孝彦、長尾吉邦、南川典人、中村敏之、藁田勝、仲宗根政則、松永匡弘、島田憲佳、奥村格と執行役員である山本剛史、福元章士、竹内建一郎、村上幸一、川島克也、齋藤正淑、榎本康範、高島健二、飯田和之、庄田順一、竹綱一浩、松岡彩、保木本正典、川本喜浩、都築伸佳、渡辺正明や代表取締役社長が指名する幹部社員である森幸之助、隅田直樹、林一雄であります。

<戦略パートナーズ会議>

戦略パートナーズ会議は、代表取締役社長が責任者となり、毎月開催しております。

顧客の要求事項の把握、事業計画の遂行のため、各部の事業計画及び実施状況の報告と各部門間の連携と調整を行っており、取締役会で決定した経営基本方針を迅速に実行するうえで、大いに活かされた場となっております。

構成員は、取締役である若松孝彦、長尾吉邦、南川典人、中村敏之、藁田勝、仲宗根政則、松永匡弘、島田憲佳、奥村格や執行役員である山本剛史、福元章士、竹内建一郎、村上幸一、川島克也、齋藤正淑、槇本康範、高島健二、飯田和之、庄田順一、竹綱一浩、松岡彩、保木本正典、川本喜浩、都築伸佳、渡辺正明や幹部社員である土井大輔、森田裕介、巻野隆宏、浜岡裕明、松本宗家、鈴木幸宏、武政大貴、盛田恵介、大森光二、井上裕介、石丸隆太、三浦保夫、丹尾渉、福原啓祐、種戸則文、浅井尊行、平井克幸、中須悟、中尾泰彰、古田勝久、阿部和也、細江一樹、藤井健太、日下部聡、森松貞治、番匠茂、林崎文彦、酢谷亮介、松本順行、北島康弘、森重裕彰、比嘉純弥、脇阪佳人、足田悟史、椋野啓司、木ノ下哲也、筒井美帆、日高義仁、貞弘羊子、後藤利和、森幸之助、隅田直樹、林一雄と代表取締役社長が指名する内部監査室の川田晴男、鶴田郁一であります。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員である取締役が、社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるほか、重要な稟議書類等を閲覧する等の監査手続を実施しております。また、会計監査人、内部監査部門及び内部統制部門と連携を取りながら、監査の実効性の確保を図っております。

構成員は、監査等委員である社外取締役の市田龍、神原浩、井村牧であります。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社であり、役員構成は取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の合計12名（うち社外取締役3名）とし、全社的な経営視点と高い倫理観を有し、地域経済・地域企業にも精通している人材が業務執行を行い、高度な専門性と豊富な経験、幅広い視点や高い倫理観を有する人材が社外取締役として助言等を行うことが、現状の当社にとって最適であると考えております。

変化の激しい経営環境に対応するため、このような企業統治の体制により、取締役会による経営の意思決定機能及び監督機能を強化してまいります。また、業務執行取締役が参加する経営会議を始めとして、重要な業務執行の決定権限の委譲を推進し、経営の迅速性・効率性も高めてまいります。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、継続的に企業価値を高め全てのステークホルダーから信頼される会社を実現するために、（１）業務の有効性と効率性、（２）財務報告の信頼性、（３）関連法規の遵守、（４）資産の保全を担保することを目的として設計しております。これらの内部統制システムがバランスよく各業務に組み込まれ、有効に機能することが重要と考えております。

当社は、コンプライアンスを実現するため、2006年4月に役員・社員全員の行動指針「役員・社員倫理規範」を制定するとともに、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の強化を図っております。

また、業務管理強化のための牽制組織として、他の職制に属さない代表取締役社長直属の部門として内部監査室を設置し、専任者3名を配属しております。内部監査室は、社内規則・規程に基づき業務監査を実施し、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的としております。結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、また必要該当部門には勧告を行い、回答を求めています。

また、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針として、下記のとおり取締役会で決議しております。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

1. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスについての社内啓発、コンプライアンス体制の充実を図る。
2. 「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する課題を把握し、対策を検討すると共に、対策の有効性を検証する。
3. 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ。）が遵守すべきものとして、「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規則」及び「インサイダー取引管理規則」を制定すると共に、担当役員は当社グループの社員等に周知徹底させる。
4. 内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規則」に基づき、法令及び社内規則・規程の遵守状況及び業務の効率性及び有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告・共有する。
5. 「公益通報者保護規則」を制定し、法令違反等を未然又は早期に発見し、対応する体制を整備する。
6. 反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部総務部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うと共に、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役会規則」及び「文書管理規則」に従い適切に行う。
2. 取締役及び監査等委員会が求めた時には、責任部署はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

1. 「コンプライアンス委員会」を設置し、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援及び提言を行う。
2. リスク管理に関する規則として、「コンプライアンス規則」、「反社会的勢力対策規則」、「公益通報者保護規則」、「危機管理規則」等を整備する。
3. 「決裁規則」及び「決裁基準書」等により職務権限を明確にする。
4. 内部監査室は、全部門に原則年1回以上の監査を実施する。
5. 取締役、執行役員、部門長、事業所長、副事業所長、内部監査室長等が出席し、原則毎月開催する戦略パートナーズ会議では、年度計画の進捗状況、業績の管理を行うと共に、異常事項の報告を義務付ける。

以上の1～5により、会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努めると共に、万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害、影響額を最小限にとどめるよう努める。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

1. 「取締役会規則」、「役員服務規則」、「決裁基準書」等の諸規則・諸規程の整備を行い、取締役の職務権限を明確にし、業務の効率性を確保していく。
2. 原則として毎月1回以上、取締役会、経営会議及び戦略パートナーズ会議を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
3. 経営計画や各部門業務計画を策定し、その進捗状況を取締役会、経営会議及び戦略パートナーズ会議にて確認し、月次及び四半期毎の業務管理を行う。

(当社グループにおける業務の適正を確保するための体制)

1. コーポレート本部総務部及びコーポレート本部財務部は、当社グループの内部統制の有効性及び必要性を確保するため、「業務分掌規則」及び「関係会社管理規則」により、状況に応じて必要な管理を行う。
2. 監査等委員会及び内部監査室は、当社グループの管理状況及び業務活動について、監査及び調査を実施する。
3. コーポレート本部財務部は、当社グループの営業成績及びそれに係る重要事項等について、定期的に報告を受ける。
4. コーポレート本部総務部は、当社グループに重大なリスクが発生した場合には、速やかに報告を受ける体制を整備する。
5. 当社グループの経営計画及び業務計画を策定し、その進捗状況を当社の取締役会及び経営会議にて確認する。

(監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

1. 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置く。
2. 監査等委員会事務局を担う使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び指示の実効性の確保のため、その人事異動及び人事評価等の決定に際し、監査等委員会の同意を必須とする。
3. 監査等委員会事務局は、「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示により監査等委員会監査に係る補助業務等を行う。なお、その補助業務等を遂行する際には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)や使用人はこれを妨げず、監査の実効性の確保に協力する。

(当社グループの社員等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制)

1. 当社グループの社員等及びこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を社内規則・規程に従い速やかに報告する。
2. 当社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
3. 次の事項は、監査等委員会に遅滞なく報告する体制を整える。
 - (1)監査等委員会から、業務に関して報告を求められた事項
 - (2)内部監査室が実施した内部監査の結果
4. 監査等委員である取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び社員より報告を受けた場合、監査等委員会において速やかに報告・情報共有を行う。

(監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制)

1. 監査等委員である取締役が、会社の重要情報についてアクセスできる環境等を整備するよう努める。
2. 代表取締役社長と定期的に会合を開催する。また、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
3. 当社グループの社員等は、監査等委員会監査の重要性を十分に理解し、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
4. 監査等委員である取締役の職務執行について生じる費用又は債務は、監査等委員である取締役より請求のあった後、速やかに処理する。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、代表取締役社長を委員長とし、コーポレート本部担当取締役、執行役員、内部監査室長等を委員としたコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、職務権限の明確化、リスク管理に係る諸規則・諸規程の整備を行うと共に、当社におけるリスクを洗い出し、評価・分析・対応策等の検討と各部門のリスク管理状況の把握と指導を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号が定める額の合計額を限度としております。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役、執行役員、重要な使用人、社外派遣の取締役及び監査役であり、保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は20名以内、監査等委員である取締役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任の決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

g. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、資本政策の機動的な遂行を目的とするものであります。

（中間配当）

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

（取締役の責任免除）

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i. 反社会的勢力排除に向けた体制

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署 コーポレート本部総務部

不当要求防止責任者 コーポレート本部総務部長

(2) 外部の専門機関との連携状況

緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を機動的に行えるように専門機関と緊密に連携し、対応できる体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コーポレート本部総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

「役員・社員倫理規範」及び「反社会的勢力対策規則」に反社会的勢力との基本姿勢について定めると共に、必要に応じて適宜、具体的な対応マニュアル等に定めております。

(5) 研修活動の実施状況

各種研修会時に適宜、研修を実施しております。

j. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

前記の「③企業統治に関するその他の事項 a. 内部統制システムの整備の状況（当社グループにおける業務の適正を確保するための体制）」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役社長 コンプライアンス担当	若松 孝彦	1965年 3月2日生	1989年3月 当社入社 2001年10月 大阪本部長 2003年6月 取締役大阪本部長に就任 2006年4月 取締役大阪本部・中四国支社担当に就任 2008年6月 常務取締役中部本部・大阪本部・中四国支社担当に就任 2009年4月 専務取締役コンサルティング統轄本部長に就任 2010年4月 専務取締役コンサルティング統轄本部長兼ネットワーク本部担当に就任 2012年4月 取締役副社長コンサルティング統轄本部長兼ネットワーク本部担当に就任 2012年6月 取締役副社長コンサルティング統轄本部長兼ネットワーク本部担当、管理本部担当に就任 2014年4月 代表取締役社長、管理本部担当、コンプライアンス担当に就任 2014年6月 代表取締役社長、コンプライアンス担当に就任(現任)	(注) 3	56
取締役副社長 経営コンサルティング本部長	長尾 吉邦	1964年 12月23日生	1985年3月 当社入社 2002年4月 北海道支社長 2005年6月 取締役北海道支社長に就任 2005年10月 取締役東京第一本部・東京第二本部担当兼北海道支社長に就任 2006年4月 取締役東京本部・北海道支社担当に就任 2008年4月 取締役東京本部・北海道支社・新潟支社担当に就任 2009年4月 常務取締役コンサルティング統轄本部副本部長に就任 2013年4月 専務取締役コンサルティング統轄本部副本部長に就任 2014年4月 専務取締役コンサルティング統轄本部長に就任 2015年4月 専務取締役コンサルティング戦略本部長兼戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当に就任 2016年4月 取締役副社長コンサルティング戦略本部長兼戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当に就任 2018年4月 取締役副社長経営コンサルティング本部長兼戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当に就任 2018年6月 取締役副社長経営コンサルティング本部長兼戦略総合研究所担当に就任 2021年6月 取締役副社長経営コンサルティング本部長に就任(現任)	(注) 3	41

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
専務取締役 経営コンサルティング本部 東京・M&Aコンサルティング 本部担当兼 ドメインコンサルティング 戦略担当 グローウィン・パートナーズ 株式会社取締役	南川 典人	1963年 3月4日生	1993年3月 株式会社リゾート開発研究所退社 1993年4月 当社入社 2004年10月 西部本部副本部長 2007年4月 西部本部長 2012年6月 取締役西部本部長に就任 2013年4月 取締役西部本部・沖縄支社担当に就任 2014年4月 取締役西部本部・中四国支社・沖縄支社担当に就任 2015年4月 常務取締役九州本部・中四国支社・沖縄支社担当に就任 2017年4月 常務取締役コンサルティング戦略本部九州本部・中四国支社担当兼アライアンス戦略担当に就任 2018年4月 常務取締役経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社担当兼ステージアップコンサルティング戦略・M&Aアライアンスコンサルティング戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当に就任 2019年4月 常務取締役経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社担当兼M&Aアライアンスコンサルティング戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当に就任 2020年4月 常務取締役経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社・M&Aアライアンスコンサルティング本部担当に就任 2021年1月 グローウィン・パートナーズ株式会社 取締役に就任（現任） 2021年4月 専務取締役経営コンサルティング本部東京・M&Aコンサルティング本部担当兼ドメインコンサルティング戦略担当に就任（現任）	(注) 3	13
常務取締役 経営コンサルティング本部 北海道支社担当兼 地域ドメイン戦略・行政／公共 戦略・研究会戦略担当	中村 敏之	1966年 11月10日生	1994年9月 トステム株式会社退社 1994年10月 当社入社 2005年10月 大阪本部副本部長 2006年4月 大阪本部長 2008年6月 取締役大阪本部長に就任 2011年4月 取締役大阪本部・中四国支社担当に就任 2013年4月 取締役大阪本部・北海道支社・中四国支社担当に就任 2014年4月 取締役北海道支社・東北支社・新潟支社担当に就任 2015年4月 常務取締役北海道支社・東北支社・新潟支社担当に就任 2017年4月 常務取締役コンサルティング戦略本部北海道支社・東北支社担当兼ドメイン戦略担当に就任 2018年4月 常務取締役経営コンサルティング本部北海道支社・東北支社担当兼ドメインコンサルティング戦略担当に就任 2018年6月 常務取締役経営コンサルティング本部北海道支社担当兼ドメインコンサルティング戦略担当に就任 2021年4月 常務取締役経営コンサルティング本部北海道支社担当兼地域ドメイン戦略・行政／公共戦略・研究会戦略担当に就任（現任）	(注) 3	13

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
常務取締役 経営コンサルティング本部 大阪担当兼 コンサルティングサポート 大阪本部長兼 ファンクションコンサル ティング戦略担当 グローウィン・パートナーズ 株式会社取締役	薬田 勝	1965年 7月19日生	2000年9月 京都みやこ信用金庫退庫 2000年10月 当社入社 2006年4月 大阪本部副本部長 2011年4月 大阪本部長 2014年6月 取締役大阪本部長に就任 2016年4月 取締役コンサルティング戦略本部大阪本部担当 に就任 2017年4月 取締役コンサルティング戦略本部大阪本部・沖 縄支社担当に就任 2018年4月 取締役経営コンサルティング本部大阪本部・沖 縄支社担当兼人材開発コンサルティング戦略担 当に就任 2019年4月 取締役経営コンサルティング本部大阪・沖縄支 社担当兼人材開発コンサルティング戦略担当に 就任 2020年4月 取締役経営コンサルティング本部大阪・沖縄支 社担当兼ファンクションコンサルティング戦略 担当に就任 2021年1月 グローウィン・パートナーズ株式会社 取締役に 就任（現任） 2021年4月 常務取締役経営コンサルティング本部大阪担当 兼コンサルティングサポート大阪本部長兼ファ ンクションコンサルティング戦略担当に就任 （現任）	(注) 3	9
取締役 経営コンサルティング本部 東北支社・新潟支社・沖縄支社 担当兼セミナー戦略担当	仲宗根 政則	1968年 1月2日生	1990年3月 当社入社 2005年4月 東京第一本部副本部長 2006年4月 東京本部副本部長 2011年4月 東京本部長 2014年6月 取締役東京本部長に就任 2016年4月 取締役コンサルティング戦略本部東京本部担当 に就任 2017年4月 取締役コンサルティング戦略本部東京本部・新 潟支社担当に就任 2018年4月 取締役経営コンサルティング本部東京本部・新 潟支社担当兼ファンクションコンサルティング 戦略担当に就任 2018年6月 取締役経営コンサルティング本部東北支社・新 潟支社担当兼ファンクションコンサルティング 戦略担当に就任 2020年4月 取締役経営コンサルティング本部東北支社・新 潟支社担当兼HR戦略担当に就任 2021年4月 取締役経営コンサルティング本部東北支社・新 潟支社・沖縄支社担当兼セミナー戦略担当に就 任（現任）	(注) 3	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役 コーポレート本部担当	松永 匡弘	1959年 2月13日生	2014年3月 三菱UFJ信託銀行株式会社退社 2014年4月 当社入社 2014年4月 管理本部長兼管理本部総務部長 2014年6月 取締役管理本部長兼管理本部総務部長に就任 2014年10月 取締役管理本部長に就任 2015年4月 取締役経営管理本部長に就任 2019年4月 取締役コーポレート本部担当に就任（現任）	(注) 3	13
取締役 マーケティング コンサルティング本部担当	島田 憲佳	1976年 2月16日生	1999年4月 当社入社 2014年4月 SP事業部営業本部副本部長 2015年4月 SPコンサルティング本部長兼SP営業本部長 2016年4月 SPコンサルティング本部長兼SPコンサルテ ィング本部東京本部長 2018年6月 取締役SPコンサルティング本部長兼SPコン サルティング本部東京本部長に就任 2020年4月 取締役マーケティングコンサルティング本部長 に就任 2021年4月 取締役マーケティングコンサルティング本部担 当に就任（現任）	(注) 3	2
取締役 戦略総合研究所本部長 株式会社リーディング・ ソリューション取締役	奥村 格	1975年 9月26日生	2009年1月 当社入社 2017年4月 コンサルティング戦略本部九州本部副本部長 2019年4月 戦略総合研究所副本部長 2019年11月 株式会社リーディング・ソリューション 取締役に就任（現任） 2020年4月 執行役員戦略総合研究所副本部長 2021年4月 執行役員戦略総合研究所本部長 2021年6月 取締役戦略総合研究所本部長に就任（現任）	(注) 3	0
取締役（監査等委員） (注) 1	市田 龍 (注) 4	1952年 4月2日生	1981年10月 太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1985年3月 公認会計士登録（現在） 2002年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員（現 シニアパートナー） 2004年12月 税理士登録（現在） 2007年9月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）西日本ブロック長兼大阪事務所長 2013年7月 市田龍公認会計士事務所所長（現任） 2014年6月 京福電気鉄道株式会社社外監査役（現任） 株式会社ダイセル社外監査役（現任） 2015年6月 当社社外取締役に就任 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）に就任（現任）	(注) 2	6
取締役（監査等委員） (注) 1	神原 浩	1975年 4月3日生	2002年10月 弁護士登録（現在） わかくさ法律事務所入所 2007年10月 きよた総合法律会計事務所入所 2009年11月 きっかわ法律事務所入所 2013年7月 同事務所 パートナー（現任） 2018年6月 当社社外取締役に就任 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）に就任（現任）	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役（監査等委員） （注）1	井村 牧	1960年 2月20日生	1985年7月 グレイ大広株式会社（現 株式会社グレイワールドワイド）入社 1989年4月 電通パーソン・マーステラ株式会社（現 株式会社パーソン・コーン&ウルフ・ジャパン）入社 1998年7月 株式会社電通パブリックリレーションズ グローバルアカウント部部長 2005年5月 ビザ・ワールドワイド株式会社（現 ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社）コーポレート・コミュニケーション本部バイスプレジデント兼本部長 2009年10月 日本ロレアル株式会社副社長兼コーポレート・コミュニケーション本部本部長 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）に就任（現任） 2019年7月 日本ロレアル株式会社アドバイザー 2021年6月 株式会社Fast Fitness Japan社外取締役（現任）	（注）2	0
計					165

（注）1．取締役 市田 龍氏、神原 浩氏及び井村 牧氏は、社外取締役であります。

2．2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

3．2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4．市田龍氏の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」（金融庁総務企画局）の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、開示用電子情報処理組織（E D I N E T）上使用できる文字で代用しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役（監査等委員）は3名であります。

社外取締役市田龍氏は、市田龍公認会計士事務所の所長であり、かつ京福電気鉄道株式会社の社外監査役及び株式会社ダイセルの社外監査役であります。当社と同事務所及び両社との間には、特別の関係はありません。なお、同氏は提出日時点において、当社の株式6,050株を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外取締役神原浩氏は、当社の顧問弁護士事務所であるきっかわ法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。なお、同氏は提出日時点において、当社の株式504株を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外取締役井村牧氏は、株式会社Fast Fitness Japanの社外取締役であります。当社と当社との間には、特別の関係はありません。なお、同氏は提出日時点において、当社の株式490株を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

当社は、社外取締役に対し、外部者の立場から取締役会等で、広範囲において積極的に意見し、業務執行者である取締役に対し経営全般について大局的な観点で助言を行うことを期待しております。当社は、社外取締役の選任にあたり独立性に関する基準又は方針を設けておりません。なお、監査等委員である社外取締役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は社外取締役3名を選任しており、監査等委員であります。取締役会の構成員として客観的かつ専門的分野から必要な助言及び監督機能を十分に果たし、外部視点からの独立性、中立性を確保したガバナンスに寄与しています。監査等委員会監査等基準に従って策定された監査計画に基づき、取締役の業務執行監査、法令遵守、内部統制等について監査を実施しております。

監査等委員会は、会計監査人と会計監査に関する情報交換を随時実施し、会計監査の適正性について監視、検証を行い、定期的な監査結果報告会を開催することにより、効率的な監査及び情報共有を行っております。また、内部監査室及び内部統制部門との連携に関しては、内部監査の結果報告を適宜受け、監査等委員は状況を把握すると共に必要に応じて意見を述べ、相互連携を図っております。

内部監査室は、内部統制部門との連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の開催頻度・個々の監査等委員の出席状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。

社外取締役市田龍氏は、公認会計士、税理士としての高度な専門知識と監査法人における豊富な経験と高い見識を備えております。社外取締役神原浩氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験と高い見識を備えております。社外取締役井村牧氏は、コーポレート・コミュニケーションに関する豊富な知識と経営者としての豊富な経験を備えております。

監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるほか、重要な稟議書類等を閲覧する等の監査手続を実施しております。また、監査等委員である取締役3名は、客観的な立場から助言を行うことにより、監督機能の強化に努めてまいります。

当連結会計年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。なお、監査等委員会の平均所要時間は60分程度であります。

氏 名	開催回数	出席回数
市田 龍	14回	14回（100%）
神原 浩	14回	14回（100%）
井村 牧	14回	14回（100%）

b. 監査等委員の活動状況

- ・代表取締役へのヒアリング…四半期毎に実施
- ・重要会議への出席…取締役会等への出席
- ・重要な決裁書類等の閲覧…一般稟議書、社長稟議書、担当役員稟議書等
- ・往査…大阪本社
- ・内部監査室との連携…月に1回の頻度で実施
- ・会計監査人との連携…四半期に1回の頻度で実施

c. 監査等委員会における主な検討事項

〈重点監査項目等〉

i. ガバナンス体制強化への積極的な関与

- ・内部統制システムの整備と運用状況の確認
- ・経営の効率化と透明性向上への取り組み状況
- ・業務の見直し・平準化による新ルール作りの状況
- ・コンプライアンス体制の維持及び啓発
- ・コーポレートガバナンス・コードの対応状況の確認
- ・社内規則・規程類の制定及び改廃時の確認
- ・会社法及びその他法改正等に対応状況の確認

ii. 財務報告に係る内部統制システムの構築・運用に関する監査

- ・会計監査人及び内部監査室との連携強化
- ・財務報告の信頼性の検証
- ・会計監査人の内部統制の監査状況の確認

iii. リスク・マネジメントに関する監査

- ・災害・事故等非常時の体制
- ・情報漏洩リスクに対処する情報管理体制
- ・労務関係等の法令遵守体制
- ・新システム移行対応状況

②内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続き

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。

内部監査室は、公認内部監査人（C I A）、公認情報システム監査人（C I S A）、公認不正検査士（C F E）及び内部監査士（Q I A）の資格を有する者等、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員3名を配属しております。内部監査室は、年間計画に基づき1年で全事業所を監査し、業務活動の適切性及び効率性の観点から改善指導又は助言等を行っております。内部監査結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に対して適宜報告しております。

b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査の結果は適宜監査等委員会に報告され、監査等委員は状況を把握すると共に必要に応じて意見を述べております。また、四半期ごとに監査結果報告会を開催し、会計監査人より実施した監査の概要、監査結果等に関する説明を受け相互に連携を図ることにより監査の実効性の向上を図っております。

内部監査室及び内部統制部門は、会計監査人より内部統制監査の結果について報告を受けております。また、会計監査人より内部統制上の問題点が発見された場合、その改善策について関係者で意見交換を行い、随時連携を図っております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1991年以降

c. 業務を執行した公認会計士

坂井 俊介

北池 晃一郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が会計監査人を選定するに際しては、当社の事業規模や業務内容を勘案した監査体制・計画等の実施体制、品質管理体制及び監査費用等を考慮しております。これらの監査法人選定基準に照らし、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を勘案した結果、適任と判断したためであります。

但し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人と適時かつ適切に意見交換を実施し、監査契約で記された内容に即して、組織的な監査を計画的に実施している等監査状況を把握いたしました。

また、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価いたしました。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,650	1,200	24,700	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,650	1,200	24,700	—

b. 監査公認会計士等の提出会社及び連結子会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言・指導業務についての対価であります。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（EY（アーンスト・アンド・ヤング））に属する組織に対する報酬
（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	2,000	—	2,100
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2,000	—	2,100

d. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（EY（アーンスト・アンド・ヤング））に属する組織に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、法人税等や消費税等の申告書のレビュー業務等であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、法人税等や消費税等の申告書のレビュー業務等であります。

e. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

f. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査公認会計士等と監査計画、必要監査時間等を協議の上、合理的な見積りに基づき決定しております。

g. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、またこれら内容について、独立社外取締役（監査等委員）への説明の場が設けられ、その意見等を踏まえたものであることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

そして、各取締役の報酬決定に際しては、その職責、職務執行状況や業務執行状況、外部環境等も踏まえた適正な水準としております。なお、当社は2017年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、以下のとおりであります。

a. 基本方針

取締役の報酬は、経営理念やミッションの追求・実現を通じて、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することを目的とした報酬体系としております。

〔業務執行取締役〕

- ・基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）
- ・業績指標を反映した金銭報酬
- ・株式報酬

〔監督機能を担う非業務執行取締役〕

- ・基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）

b. 基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例固定報酬としての金銭報酬としております。個人別報酬等の額の決定に際しては、全社業績と担当戦略・担当部門における成果に加え、定性項目として企業価値の向上への寄与度・貢献度等を評価し、また役位・職責・在任年数、他社水準等の外部環境等も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動報酬等（業績指標を反映した金銭報酬）

業務執行取締役の業績連動報酬等は、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の業績目標達成に対する意識を高め、且つ株主利益とも連動する体系としております。各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与とし、6月に支給しております。

- ・非金銭報酬等（株式報酬）

業務執行取締役の非金銭報酬等は、株式報酬であるストック・オプション及び譲渡制限付株式とし、ストック・オプションについては設定する業績指標に連動する設計としております。取締役会において、当社株式の希釈化率を考慮して新株予約権あるいは譲渡制限付株式の発行総数を決定したうえ、各業務執行取締役の役位と職責、職務執行・業務執行等の役割を踏まえ、インセンティブとして適切な付与数及び付与時期等を決定しております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合として、業績連動報酬等（業績指標を反映した金銭報酬）及び非金銭報酬等（株式報酬）の額が、目安として各業務執行取締役の報酬額全体の10%～20%となるよう設計しております（各業績指標の目標達成度を100%と仮定した場合）。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額となります。代表取締役社長に委任する理由は、全社業績を勘案しつつ、各取締役の担当戦略・担当部門における成果、企業価値の向上への寄与度・貢献度等を評価するうえで、代表取締役社長が最も適していると判断するためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は独立社外取締役（監査等委員）への説明の場を設け、その意見等を踏まえることとしております。

監査等委員である取締役の基本報酬（固定報酬としての金銭報酬）は、監査等委員が協議のうえ、決定しております。

また、業務執行取締役の業績連動報酬等（業績指標を反映した金銭報酬）及び非金銭報酬等（株式報酬）については、取締役会で個人別・役位別の配分を決議しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額の上限（年額700百万円（うち社外取締役分30百万円））は、2019年6月26日開催の当社第57回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役は0名）となります。また、監査等委員である取締役の報酬総額の上限（年額50百万円）は、2019年6月26日開催の当社第57回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬の目標とした指標は、以下表のとおりでありましたが、実績は当期純利益5億25百万円であったため、支給はありませんでした。

（単位：千円）

個別損益計算書における 当期純利益の金額	役位				
	代表取締役 社長	取締役会長	取締役副社長	常務取締役	取締役
7億90百万円以上の場合	4,800	4,800	4,500	3,600	3,000
7億75百万円以上 7億90百万円未満の場合	4,000	4,000	3,750	3,000	2,500
7億60百万円以上 7億75百万円未満の場合	3,200	3,200	3,000	2,400	2,000
7億45百万円以上 7億60百万円未満の場合	2,400	2,400	2,250	1,800	1,500
7億30百万円以上 7億45百万円未満の場合	1,600	1,600	1,500	1,200	1,000
7億30百万円未満の場合	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない

翌連結会計年度（2022年3月期）における業績連動報酬につきましては、2021年6月9日開催の取締役会において、以下表の通り指標を決定しております。

（単位：千円）

連結損益計算書における 親会社株主に帰属する 当期純利益の金額	役位				
	代表取締役 社長	取締役副社長	専務取締役	常務取締役	取締役
6億40百万円以上の場合	4,800	4,500	4,200	3,600	3,000
6億25百万円以上 6億40百万円未満の場合	4,000	3,750	3,500	3,000	2,500
6億10百万円以上 6億25百万円未満の場合	3,200	3,000	2,800	2,400	2,000
5億95百万円以上 6億10百万円未満の場合	2,400	2,250	2,100	1,800	1,500
5億80百万円以上 5億95百万円未満の場合	1,600	1,500	1,400	1,200	1,000
5億80百万円未満の場合	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない

（注）2021年6月25日開催の取締役会決議をもとにした役位で算定し、翌連結会計年度末において職務を執行している取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給します。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	ストック・ オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	272,630	272,040	—	590	590	11
社外役員	24,048	24,048	—	—	—	3

（注）前記金額のほか、2017年6月27日開催の第55回定時株主総会における取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づく役員退職慰労金を、退任取締役1名に対し15,755千円支払っております。

（5）【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (2021年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,536,563	6,778,716
受取手形及び売掛金	620,548	620,945
有価証券	1,399,950	1,299,850
商品	37,061	36,685
原材料	8,272	11,998
その他	130,603	142,199
貸倒引当金	△546	△509
流動資産合計	7,732,452	8,889,885
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,084,847	1,095,944
減価償却累計額	△468,331	△510,364
建物及び構築物（純額）	616,515	585,579
土地	1,527,477	1,527,477
その他	303,302	290,331
減価償却累計額	△245,885	△250,042
その他（純額）	57,416	40,289
有形固定資産合計	2,201,408	2,153,346
無形固定資産		
のれん	160,171	709,044
その他	56,139	50,706
無形固定資産合計	216,310	759,750
投資その他の資産		
投資有価証券	878,617	※ 318,497
退職給付に係る資産	313,000	683,429
繰延税金資産	99,301	15,527
長期預金	1,300,000	300,000
その他	228,821	304,473
貸倒引当金	△0	△19,000
投資その他の資産合計	2,819,740	1,602,928
固定資産合計	5,237,460	4,516,025
資産合計	12,969,913	13,405,911
負債の部		
流動負債		
買掛金	309,992	311,795
未払法人税等	169,981	95,611
前受金	619,861	512,808
賞与引当金	130,850	81,076
その他	411,887	417,522
流動負債合計	1,642,572	1,418,815
固定負債		
繰延税金負債	—	71,388
役員退職慰労引当金	348,966	333,211
債務保証損失引当金	—	28,012
その他	27,007	123,893
固定負債合計	375,973	556,504
負債合計	2,018,546	1,975,320

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,772,000	1,772,000
資本剰余金	2,402,847	2,402,847
利益剰余金	6,918,582	7,046,688
自己株式	△137,207	△137,511
株主資本合計	10,956,222	11,084,024
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,413	△2,548
退職給付に係る調整累計額	△71,887	63,445
その他の包括利益累計額合計	△74,300	60,896
新株予約権	12,214	14,270
非支配株主持分	57,229	271,398
純資産合計	10,951,366	11,430,591
負債純資産合計	12,969,913	13,405,911

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	9,394,430	9,213,533
売上原価	5,099,660	5,105,960
売上総利益	4,294,770	4,107,572
販売費及び一般管理費	※1 3,306,889	※1 3,355,920
営業利益	987,880	751,652
営業外収益		
受取利息	5,150	4,102
受取配当金	18,258	6,324
預り金戻入	—	5,432
その他	4,828	4,837
営業外収益合計	28,237	20,696
営業外費用		
支払利息	55	478
その他	96	51
営業外費用合計	152	529
経常利益	1,015,965	771,820
特別利益		
投資有価証券売却益	31,198	83,225
保険解約返戻金	4,333	—
その他	—	2,404
特別利益合計	35,532	85,629
特別損失		
固定資産除売却損	※2 349	※2 552
投資有価証券償還損	—	28,666
特別損失合計	349	29,219
税金等調整前当期純利益	1,051,148	828,230
法人税、住民税及び事業税	259,062	193,230
法人税等調整額	86,015	97,881
法人税等合計	345,078	291,112
当期純利益	706,070	537,118
非支配株主に帰属する当期純利益	9,631	38,648
親会社株主に帰属する当期純利益	696,439	498,469

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	706,070	537,118
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△82,399	△134
退職給付に係る調整額	△73,004	135,332
その他の包括利益合計	※ △155,404	※ 135,197
包括利益	550,665	672,315
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	541,034	633,666
非支配株主に係る包括利益	9,631	38,648

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,772,000	2,402,847	6,583,894	△137,182	10,621,559
当期変動額					
剰余金の配当			△361,751		△361,751
親会社株主に帰属する当期純利益			696,439		696,439
自己株式の取得				△24	△24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	334,687	△24	334,663
当期末残高	1,772,000	2,402,847	6,918,582	△137,207	10,956,222

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	79,986	1,117	81,104	13,969	—	10,716,633
当期変動額						
剰余金の配当						△361,751
親会社株主に帰属する当期純利益						696,439
自己株式の取得						△24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△82,399	△73,004	△155,404	△1,755	57,229	△99,930
当期変動額合計	△82,399	△73,004	△155,404	△1,755	57,229	234,732
当期末残高	△2,413	△71,887	△74,300	12,214	57,229	10,951,366

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,772,000	2,402,847	6,918,582	△137,207	10,956,222
当期変動額					
剰余金の配当			△370,363		△370,363
親会社株主に帰属する当期純利益			498,469		498,469
自己株式の取得				△303	△303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	128,105	△303	127,801
当期末残高	1,772,000	2,402,847	7,046,688	△137,511	11,084,024

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	△2,413	△71,887	△74,300	12,214	57,229	10,951,366
当期変動額						
剰余金の配当						△370,363
親会社株主に帰属する当期純利益						498,469
自己株式の取得						△303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△134	135,332	135,197	2,056	214,168	351,422
当期変動額合計	△134	135,332	135,197	2,056	214,168	479,224
当期末残高	△2,548	63,445	60,896	14,270	271,398	11,430,591

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,051,148	828,230
減価償却費	84,017	89,377
のれん償却額	8,430	26,448
投資有価証券売却損益 (△は益)	△31,198	△83,225
投資有価証券償還損益 (△は益)	—	28,666
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△114,050	△62,122
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△109	△504
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△179,662	△175,480
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△11,067	△15,755
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△1,998
受取利息及び受取配当金	△23,408	△10,426
支払利息	55	478
売上債権の増減額 (△は増加)	108,201	76,399
たな卸資産の増減額 (△は増加)	13,401	△2,752
仕入債務の増減額 (△は減少)	△61,364	△4,228
前受金の増減額 (△は減少)	22,195	△107,053
その他の資産の増減額 (△は増加)	508	△9,775
その他の負債の増減額 (△は減少)	31,596	△53,335
その他	58,107	△50,183
小計	956,800	472,759
利息及び配当金の受取額	24,299	11,948
利息の支払額	△55	△478
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△265,163	△260,658
営業活動によるキャッシュ・フロー	715,880	223,570
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200,000	1,200,000
定期預金の預入による支出	—	△200,000
有価証券の取得による支出	△5,599,700	△5,199,422
有価証券の売却及び償還による収入	5,599,916	5,299,872
投資有価証券の売却及び償還による収入	74,288	634,908
有形及び無形固定資産の取得による支出	△47,147	△26,170
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △111,262	※2 △272,369
保険積立金の解約による収入	427,851	—
その他	△6,854	△10,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	537,091	1,426,787
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△24	△303
配当金の支払額	△361,345	△369,702
その他	△11,793	△38,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	△373,163	△408,204
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	879,808	1,242,153
現金及び現金同等物の期首残高	4,656,754	5,536,563
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,536,563	※1 6,778,716

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社リーディング・ソリューション

グローウィン・パートナーズ株式会社

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、グローウィン・パートナーズ株式会社の株式50.1%を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

T G I マーケティング株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

T G I マーケティング株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品・原材料・仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生の上翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当連結会計年度に取得した関係会社株式に係るのれんの計上額と償却年数

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

- ① 連結貸借対照表における当該取得株式に係るのれんの計上額 565,732千円
- ② 当該のれんの償却年数 15年

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度に取得したグローウィン・パートナーズ株式会社の株式の取得対価の算定にあたり、企業価値の評価を行うために専門家を利用しております。

また、のれんの償却年数の決定にあたっては、当該会社の事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して決定しております。事業計画の策定においては、当該会社が営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価が主要な仮定となっております。したがって、将来の事業環境の変化や仮定の変動により予測値と実績が乖離した場合、当該乖離がのれんの評価に影響を与える可能性があります。

上記に加え、企業価値の評価においては、割引率が主要な仮定となっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年3月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年3月期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用します。当該期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額（△は減少）」に含めていた「前受金の増減額（△は減少）」と「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益（△は益）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額（△は減少）」に表示していた53,791千円は、「前受金の増減額（△は減少）」22,195千円、「その他の負債の増減額（△は減少）」31,596千円として組み替えております。また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた26,909千円は、「投資有価証券売却損益（△は益）」△31,198千円、「その他」58,107千円として組み替えております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、将来において当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	一千円	7,100千円
投資有価証券(出資金)	—	14,977

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	332,796千円	347,774千円
給料及び手当	1,021,963	1,088,714
退職給付費用	32,542	34,859
賞与引当金繰入額	65,490	59,076
貸倒引当金繰入額	5	△504

※ 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
長期前払費用	159千円	一千円
工具、器具及び備品	121	552
建物附属設備	9	—
リース資産	58	—
計	349	552

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△87,499千円	54,492千円
組替調整額	△31,198	△54,687
税効果調整前	△118,697	△194
税効果額	36,297	59
その他有価証券評価差額金	△82,399	△134
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△96,674	192,523
組替調整額	△8,489	2,423
税効果調整前	△105,164	194,947
税効果額	32,159	△59,614
退職給付に係る調整額	△73,004	135,332
その他の包括利益合計	△155,404	135,197

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,754,200	—	—	8,754,200
合計	8,754,200	—	—	8,754,200
自己株式				
普通株式(注)	141,074	20	—	141,094
合計	141,074	20	—	141,094

(注) 自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	8,034
	第2回ストック・ オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	4,179
合計		—	—	—	—	—	12,214

(注) 第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	361,751	42	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	370,363	利益剰余金	43	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,754,200	—	—	8,754,200
合計	8,754,200	—	—	8,754,200
自己株式				
普通株式（注）	141,094	230	—	141,324
合計	141,094	230	—	141,324

（注）自己株式の株式数の増加230株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会 社）	第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	7,702
	第2回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	6,567
合計		—	—	—	—	—	14,270

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	370,363	43	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	370,353	利益剰余金	43	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	5,536,563千円	6,778,716千円
現金及び現金同等物	5,536,563	6,778,716

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社リーディング・ソリューションを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社リーディング・ソリューションの取得価額と株式会社リーディング・ソリューション取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	183,679 千円
固定資産	28,841
のれん	168,601
流動負債	△69,707
固定負債	△23,816
非支配株主持分	△47,598
株式の取得価額	240,000
現金及び現金同等物	△128,737
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	111,262

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の取得により新たにグローウィン・パートナーズ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにグローウィン・パートナーズ株式会社の取得価額とグローウィン・パートナーズ株式会社取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	583,695 千円
固定資産	69,203
のれん	575,321
流動負債	△153,250
固定負債	△147,906
非支配株主持分	△175,519
株式の取得価額	751,544
現金及び現金同等物	△479,174
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	272,369

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

預金・債券及び投資信託を主とした流動性が高い金融資産で、余資を運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当社グループの有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、取締役会に報告することで継続的に見直しを実施しております。また、金利・為替相場の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引、通貨オプション取引を利用できる旨、「資金運用管理規則」で定めております。

当社グループが保有する上記以外の投資有価証券は、主に未上場の株式及び組合への出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

① 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。

② 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

当社の長期預金は、複合金融商品（デリバティブ内包型預金）であり金利変動によるリスクに晒されております。また、その一部については、市場金利の変動により自動的に早期償還となるリスクがあります。しかし、その場合でも元本金額は保証されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。なお、流動性リスクに関しては、資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性を維持すること等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,536,563	5,536,563	—
(2) 受取手形及び売掛金	620,548	620,548	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,278,567	2,278,567	—
(4) 長期預金	1,300,000	1,296,905	△3,094
資産計	9,735,678	9,732,584	△3,094
(1) 買掛金	309,992	309,992	—
負債計	309,992	309,992	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,778,716	6,778,716	—
(2) 受取手形及び売掛金	620,945	620,945	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,596,270	1,596,270	—
(4) 長期預金	300,000	293,618	△6,381
資産計	9,295,932	9,289,550	△6,381
(1) 買掛金	311,795	311,795	—
負債計	311,795	311,795	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、信託受益権は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(4) 長期預金

この時価については、取引金融機関から提示される価額に基づき算定しております。

負 債

(1) 買掛金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（連結貸借対照表計上額7,100千円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額14,977千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	5,536,017	—	—	—
受取手形及び売掛金	620,548	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 社債	500,000	300,000	—	—
(2) その他	900,000	99,439	—	—
長期預金	—	—	1,300,000	—
合計	7,556,565	399,439	1,300,000	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	6,778,160	—	—	—
受取手形及び売掛金	620,945	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 社債	500,000	300,000	—	—
(2) その他	800,000	—	—	—
長期預金	—	—	100,000	200,000
合計	8,699,105	300,000	100,000	200,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 債券	—	—	—
	(2) その他	304,292	231,335	72,957
	小計	304,292	231,335	72,957
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券	782,150	799,980	△17,830
	(2) その他	1,192,124	1,250,728	△58,603
	小計	1,974,274	2,050,708	△76,433
合計		2,278,567	2,282,043	△3,476

当連結会計年度 (2021年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 債券	100,560	100,000	560
	(2) その他	—	—	—
	小計	100,560	100,000	560
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券	695,710	699,940	△4,230
	(2) その他	800,000	800,000	—
	小計	1,495,710	1,499,940	△4,230
合計		1,596,270	1,599,940	△3,670

(注) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 債券	—	—	—
(2) その他	66,338	31,198	—
合計	66,338	31,198	—

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 債券	92,570	1,868	—
(2) その他	492,460	100,295	18,938
合計	585,030	102,164	18,938

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、2008年1月より退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度を廃止し、確定給付企業年金制度へ移行しております。

一部の連結子会社は、複数事業主制度の企業年金基金制度（ベネフィット・ワン企業年金基金）に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、年金基金への拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	989,992千円	1,017,628千円
勤務費用	99,350	96,248
利息費用	3,563	4,477
数理計算上の差異の発生額	△5,447	4,068
退職給付の支払額	△69,830	△40,930
退職給付債務の期末残高	1,017,628	1,081,492

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	1,228,494千円	1,330,628千円
期待運用収益	36,609	39,652
数理計算上の差異の発生額	△102,122	196,591
事業主からの拠出額	237,477	238,977
退職給付の支払額	△69,830	△40,930
年金資産の期末残高	1,330,628	1,764,921

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,017,628千円	1,081,492千円
年金資産	△1,330,628	△1,764,921
	△313,000	△683,429
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△313,000	△683,429
退職給付に係る資産	△313,000	△683,429
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△313,000	△683,429

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	99,350千円	96,248千円
利息費用	3,563	4,477
期待運用収益	△36,609	△39,652
数理計算上の差異の費用処理額	△8,489	2,423
確定給付制度に係る退職給付費用	57,814	63,496

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	△105,164	194,947
合計	△105,164	194,947

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△103,554	91,393
合計	△103,554	91,393

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	58%	54%
株式	34	44
現金及び預金	8	2
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	2.9	2.9
予想昇給率等	4.9	4.9

(注) 予想昇給率等は、ポイント制における予想ポイントの上昇率であります。

3. 複数事業主制度

ベネフィット・ワン企業年金基金

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、当連結会計年度3,041千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
年金資産の額	一千円	50,274,619千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	—	49,084,844
差引額	—	1,189,775

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

当連結会計年度 0.09% (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金（当連結会計年度986,441千円）、当年度剰余金（当連結会計年度203,333千円）であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致いたしません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	△908	1,236
販売費及び一般管理費	△846	1,152

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	—	332

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社従業員 33名	当社取締役 11名 当社従業員 72名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 50,400株	普通株式 83,900株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定条件	当社の2018年3月期の事業年度における当期純利益が、期初計画値（6億45百万円）以上になった場合に新株予約権の行使をできるものとする。なお、当期純利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした2018年3月期に係る有価証券報告書の財務諸表に当期純利益として記載される数値をいうものとする。	各年度の業績目標（下記i参照）のいずれかを達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記iiで設定された権利行使可能割合のそれぞれの個数を上限に2020年7月1日から2028年6月26日までの期間において、行使することができる。 ただし、新株予約権者は、業績目標を達成した各年度毎に定める当該期間（下記iii参照）において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 なお、経常利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした各年度（下記i参照）に係る有価証券報告書の財務諸表に、経常利益として記載される数値をいうものとする。 i 各年度の業績目標 1) 2019年3月期 経常利益 9億90百万円 2) 2020年3月期 経常利益 10億20百万円 3) 2021年3月期 経常利益 10億60百万円 ii 新株予約権の行使に際して定められる各年度の業績目標達成条件と権利行使可能割合 1) 2019年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 2) 2020年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 3) 2021年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の40%を上限とする iii 各年度毎に定める期間 1) 2019年3月期 2018年7月1日～2019年6月30日 2) 2020年3月期 2019年7月1日～2020年6月30日 3) 2021年3月期 2020年7月1日～2021年6月30日
対象勤務期間	定めはありません。	付与した新株予約権のうち、各年度の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分と、その対象勤務期間の関係は、以下のとおりである。 i 2019年3月期の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分 自 2018年7月20日 至 2019年6月30日 ii 2020年3月期の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分 自 2018年7月20日 至 2020年6月30日 iii 2021年3月期の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分 自 2018年7月20日 至 2021年6月30日
権利行使期間	自 2019年6月28日 至 2027年6月27日	自 2020年7月1日 至 2028年6月26日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	55,650
付与	—	—
失効	—	32,100
権利確定	—	23,550
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	47,400	—
権利確定	—	23,550
権利行使	—	—
失効	1,000	—
未行使残	46,400	23,550

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,415	2,076
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	16,601	3,122 (注) 2

(注) 1. 公正な評価単価は、ストック・オプションの単価であります。

2. 第2回新株予約権のうち、2019年3月期及び2020年3月期の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分の評価単価であり、2021年3月期の業績目標達成時に権利の行使が可能となる部分については、公正な評価単価を3,075円と見積もっております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

業績条件の達成見込みと過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積る方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	106,713千円	101,896千円
賞与引当金	40,013	24,814
未払金損金不算入額	13,532	5,425
未払事業税	15,045	10,468
その他有価証券評価差額金	1,063	1,122
その他	21,659	12,417
繰延税金資産小計	198,028	156,144
評価性引当額	△3,011	△3,011
繰延税金資産合計	195,017	153,132
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	95,715	208,992
繰延税金負債合計	95,715	208,992
繰延税金資産の純額	99,301	—
繰延税金負債の純額	—	55,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.58%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49	0.31
住民税均等割	1.23	1.63
のれん償却額	0.25	0.98
子会社取得関連費用の連結調整	0.63	1.70
その他	△0.34	△0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.83	35.15

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2020年12月9日開催の取締役会において、グローウィン・パートナーズ株式会社の株式50.1%を取得し、子会社化することを決議いたしました。

当社は同日に株式譲渡契約を締結し、2021年1月29日付で株式取得が完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 グローウィン・パートナーズ株式会社

事業の内容 M&A全般の支援やバックオフィス業務のDX化・生産性向上支援

(2) 企業結合を行った主な理由

グローウィン・パートナーズ株式会社は、「当社に関わる全ての人々の成長（Growth）と成功（Win）を支援する」という経営理念を掲げ、顧客企業にコーポレート・イノベーション（企業変革）を起こすことをその存在目的としております。多数の公認会計士やプロフェッショナル人材を擁しており、「経営参謀のプロフェッショナルチーム」として以下のソリューションを提供し、顧客企業と共に経営課題を解決していくことを強みとしております。

- ・M&A全般の支援（累計500件以上の実績を誇る（クロスボーダーを含む））
- ・上場企業グループを対象としたデジタル技術（ERP・RPA等）の導入・活用による経理・財務部門等のバックオフィス業務のDX化・生産性向上支援
- ・ベンチャー企業投資

今後の人口減少下及びウィズコロナ・アフターコロナ下での経営環境においても、第三者への事業承継や業態転換・事業の再構築がより一層活発化し、これらを実現するM&Aニーズの高まりが予想されます。これらに加えて、企業規模を問わず成長戦略としての国内企業間のM&Aはもちろんのこと、クロスボーダーM&Aの需要もより一層高まるものと考えております。また、多くの企業において、業態転換・事業の再構築と生産性向上を同時に実現するデジタル戦略を迅速に進めていくことが求められており、これらを実現するDXニーズのより一層の高まりも予想されます。当社においても、M&A及びDXに関するコンサルティングマーケットが今後も成長拡大を続けていくと見込み、同社の株式を取得し連結子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2021年1月29日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当有償増資の引き受けによる株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

50.1%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年1月1日から2021年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	751,544千円
取得原価	751,544千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 46,072千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

575,321千円

(2) 発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間の定額法による償却を行っております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	583,695千円
固定資産	69,203
資産合計	652,899

流動負債	153,250
固定負債	147,906
負債合計	301,156

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、不動産賃貸借契約等に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループは、サービス内容等に基づく事業戦略単位により「経営コンサルティング事業」、「マーケティングコンサルティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

当連結会計年度より、「C&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化）及び「コンサルティングプラットフォーム戦略」（全国・全地域において高品質のコンサルティング価値を提供）をさらに推進すべく、マーケティング機能の拡大を目的に、従来の「S P（セールスプロモーション）コンサルティング事業」から「マーケティングコンサルティング事業」にセグメント名称を変更しております。セグメント名称の変更によるセグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメント名称で記載しております。

「経営コンサルティング事業」は、経営コンサルティング、デジタルコンサルティング等のサービスを提供しております。「マーケティングコンサルティング事業」は、マーケティングコンサルティング、S Pツール、ダイアリー等のサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	経営 コンサルティング 事業	マーケティング コンサルティング 事業			
売上高					
外部顧客への 売上高	5,577,875	3,816,555	9,394,430	—	9,394,430
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	1,275	3,320	4,595	△4,595	—
計	5,579,150	3,819,875	9,399,025	△4,595	9,394,430
セグメント利益	1,466,171	169,323	1,635,495	△647,614	987,880
その他の項目					
減価償却費	21,969	5,626	27,595	60,392	87,988
のれん償却額	8,430	—	8,430	—	8,430

(注) 1. セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

4. 資産及び負債についてのセグメント情報は、経営者が経営の意思決定上、各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	経営 コンサルティング 事業	マーケティング コンサルティング 事業			
売上高					
外部顧客への 売上高	5,642,471	3,571,061	9,213,533	—	9,213,533
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	2,388	4,274	6,663	△6,663	—
計	5,644,860	3,575,336	9,220,196	△6,663	9,213,533
セグメント利益	1,098,434	83,899	1,182,334	△430,681	751,652
その他の項目					
減価償却費	21,225	6,718	27,943	61,433	89,377
のれん償却額	26,448	—	26,448	—	26,448

(注) 1. セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

4. 資産及び負債についてのセグメント情報は、経営者が経営の意思決定上、各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	経営 コンサルティング 事業	マーケティング コンサルティング 事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	8,430	—	8,430	—	8,430
当期末残高	160,171	—	160,171	—	160,171

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	経営 コンサルティング 事業	マーケティング コンサルティング 事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	26,448	—	26,448	—	26,448
当期末残高	709,044	—	709,044	—	709,044

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,263円41銭	1,293円98銭
1 株当たり当期純利益	80円86銭	57円87銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	696,439	498,469
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	696,439	498,469
普通株式の期中平均株式数 (株)	8,613,118	8,613,025
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	2017年6月27日定時株主総会 決議及び取締役会決議に基づく 新株予約権 新株予約権の数 474個 (普通株式 47,400株) 2018年6月26日定時株主総会 決議及び取締役会決議に基づく 新株予約権 新株予約権の数 5,565個 (普通株式 55,650株)	2017年6月27日定時株主総会 決議及び取締役会決議に基づく 新株予約権 新株予約権の数 464個 (普通株式 46,400株) 2018年6月26日定時株主総会 決議及び取締役会決議に基づく 新株予約権 新株予約権の数 2,355個 (普通株式 23,550株)

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年5月14日（金）開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることで株式の流動性を高めると共に、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年9月30日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株を2株に分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	8,754,200株
② 今回の分割により増加する株式数	8,754,200株
③ 株式分割後の発行済株式総数	17,508,400株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	70,000,000株

(3) 分割日程

① 基準日公告日	2021年9月15日（水）
② 基準日	2021年9月30日（木）
③ 効力発生日	2021年10月1日（金）

(4) その他

① 今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年10月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権	1,415円	708円
第2回新株予約権	2,076円	1,038円

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	631円71銭	646円99銭
1株当たり当期純利益	40円43銭	28円94銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年10月1日（金）をもって、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

変更前	変更後
第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,500万株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7,000万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

- ① 取締役会決議日 2021年5月14日（金）
- ② 効力発生日 2021年10月1日（金）

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年6月25日開催の第59回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当社の中長期的な株価上昇及び2022年3月期より新たにスタートする中期経営計画（2021～2025）「TCG Future Vision 2030」に掲げた業績目標達成への意識と企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものであります。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、2019年6月26日開催の当社第57回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額700百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としてご承認をいただいておりますが、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として前記の年額の範囲内で金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内で支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限の内容

対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）は、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができず（以下、「譲渡制限」という。）、譲渡制限が行われる期間（以下、「譲渡制限期間」という。）は当社取締役会において定めます。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日より5年間といたします。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	5,712	50,156	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	8,869	5,017	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,960	120,293	0.8	2022年～2025年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,047	1,030	—	2022年
合計	41,588	176,496	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	45,128	36,352	35,376	3,437
リース債務	1,030	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,000,432	3,993,954	6,903,185	9,213,533
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	69,089	224,320	617,681	828,230
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	45,790	146,629	415,700	498,469
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	5.32	17.02	48.26	57.87

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	5.32	11.71	31.24	9.61

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31 日)	当事業年度 (2021年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,364,707	6,010,401
受取手形	60,504	60,529
売掛金	500,882	419,381
有価証券	1,399,950	1,299,850
商品	37,061	36,685
原材料	8,272	11,998
前渡金	6,357	2,757
前払費用	96,914	90,593
未収収益	2,932	1,004
その他	17,434	※ 19,462
貸倒引当金	△292	△226
流動資産合計	7,494,725	7,952,437
固定資産		
有形固定資産		
建物	611,482	576,197
構築物	2,129	1,736
工具、器具及び備品	42,997	33,553
土地	1,527,477	1,527,477
リース資産	13,811	5,599
有形固定資産合計	2,197,898	2,144,563
無形固定資産		
ソフトウェア	53,232	47,600
電話加入権	2,906	2,906
無形固定資産合計	56,139	50,507
投資その他の資産		
投資有価証券	878,617	296,420
関係会社株式	261,553	1,059,170
繰延税金資産	69,693	—
前払年金費用	416,554	592,035
長期預金	1,300,000	300,000
敷金及び保証金	210,959	212,487
その他	1,201	1,213
貸倒引当金	△0	—
投資その他の資産合計	3,138,579	2,461,327
固定資産合計	5,392,617	4,656,398
資産合計	12,887,343	12,608,835

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	264,405	※ 253,182
リース債務	8,869	5,017
未払金	158,415	120,213
未払費用	55,204	37,263
未払法人税等	165,654	47,102
未払消費税等	113,476	73,224
前受金	597,038	495,298
賞与引当金	130,850	28,930
その他	56,853	32,679
流動負債合計	1,550,768	1,092,913
固定負債		
リース債務	6,047	1,030
役員退職慰労引当金	348,966	333,211
繰延税金負債	—	43,212
固定負債合計	355,013	377,454
負債合計	1,905,782	1,470,367
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,772,000	1,772,000
資本剰余金		
資本準備金	2,402,800	2,402,800
その他資本剰余金	47	47
資本剰余金合計	2,402,847	2,402,847
利益剰余金		
利益準備金	189,000	189,000
その他利益剰余金		
別途積立金	4,008,000	4,008,000
繰越利益剰余金	2,737,119	2,892,408
利益剰余金合計	6,934,119	7,089,408
自己株式	△137,207	△137,511
株主資本合計	10,971,759	11,126,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,413	△2,548
評価・換算差額等合計	△2,413	△2,548
新株予約権	12,214	14,270
純資産合計	10,981,560	11,138,467
負債純資産合計	12,887,343	12,608,835

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	9,137,569	8,478,674
売上原価	4,924,600	4,682,710
売上総利益	4,212,968	3,795,963
販売費及び一般管理費	※2 3,230,056	※1,※2 3,090,437
営業利益	982,912	705,526
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	23,408	10,393
預り金戻入	—	5,432
その他	3,763	※2 4,366
営業外収益合計	27,171	20,192
営業外費用		
その他	96	26
営業外費用合計	96	26
経常利益	1,009,986	725,692
特別利益		
投資有価証券売却益	31,198	83,225
保険解約返戻金	4,333	—
その他	—	332
特別利益合計	35,532	83,557
特別損失		
固定資産除売却損	349	552
投資有価証券償還損	—	28,666
特別損失合計	349	29,219
税引前当期純利益	1,045,169	780,031
法人税、住民税及び事業税	248,915	141,413
法人税等調整額	84,277	112,965
法人税等合計	333,193	254,378
当期純利益	711,976	525,652

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,386,894	6,583,894
当期変動額								
剰余金の配当							△361,751	△361,751
当期純利益							711,976	711,976
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	350,224	350,224
当期末残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,737,119	6,934,119

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△137,182	10,621,559	79,986	79,986	13,969	10,715,516
当期変動額						
剰余金の配当		△361,751				△361,751
当期純利益		711,976				711,976
自己株式の取得	△24	△24				△24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△82,399	△82,399	△1,755	△84,155
当期変動額合計	△24	350,199	△82,399	△82,399	△1,755	266,044
当期末残高	△137,207	10,971,759	△2,413	△2,413	12,214	10,981,560

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,737,119	6,934,119
当期変動額								
剰余金の配当							△370,363	△370,363
当期純利益							525,652	525,652
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	155,288	155,288
当期末残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,892,408	7,089,408

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△137,207	10,971,759	△2,413	△2,413	12,214	10,981,560
当期変動額						
剰余金の配当		△370,363				△370,363
当期純利益		525,652				525,652
自己株式の取得	△303	△303				△303
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△134	△134	2,056	1,921
当期変動額合計	△303	154,985	△134	△134	2,056	156,906
当期末残高	△137,511	11,126,745	△2,548	△2,548	14,270	11,138,467

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。(ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用(投資その他の資産)に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(当事業年度に取得した関係会社株式の取得価額)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当該関係会社株式の取得価額 797,616千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度に取得したグローウィン・パートナーズ株式会社の株式の取得対価の算定にあたり、企業価値の評価を行うために専門家を利用しております。企業価値の評価にあたっては、割引率が主要な仮定となっております。

関係会社株式の評価にあたっては、当該会社の事業計画を考慮しております。事業計画の策定においては、当該会社が営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価が主要な仮定となっております。したがって、将来の事業環境の変化や仮定の変動により予測値と実績が乖離した場合、当該乖離が関係会社株式の評価に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、将来において当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	一千円	1,361千円
短期金銭債務	—	1,074

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度95%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	314,496千円	296,088千円
給料及び手当	1,020,930	1,076,906
退職給付費用	32,542	32,118
減価償却費	86,996	87,974
賞与引当金繰入額	65,490	24,470
貸倒引当金繰入額	△24	△65

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
販売費及び一般管理費	一千円	17,431千円
営業取引以外の取引による取引高	—	600

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は261,553千円、当事業年度の貸借対照表計上額は1,059,170千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	106,713千円	101,896千円
賞与引当金	40,013	8,846
未払金損金不算入額	13,532	5,425
未払事業税	15,873	7,823
その他有価証券評価差額金	1,063	1,122
その他	22,890	15,729
繰延税金資産小計	200,088	140,844
評価性引当額	△3,011	△3,011
繰延税金資産合計	197,076	137,832
繰延税金負債		
前払年金費用	127,382	181,044
繰延税金負債合計	127,382	181,044
繰延税金資産の純額	69,693	—
繰延税金負債の純額	—	43,212

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計	30.58%
(調整)	適用後の法人税等の負担率	
交際費等永久に損金に算入されない項目	との間の差異が法定実効税	0.33
住民税均等割	率の100分の5以下であるた	1.66
その他	め注記を省略しておりま	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	す。	32.61

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年5月14日（金）開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に同一の内容を記載しておりますので、以下に1株当たり情報に及ぼす影響のみ記載いたします。

1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式の分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	636円78銭	645円79銭
1株当たり当期純利益	41円33銭	30円52銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	611,482	—	—	35,285	576,197	490,214
	構築物	2,129	—	—	393	1,736	11,456
	工具、器具及び備品	42,997	7,945	552	16,835	33,553	218,775
	土地	1,527,477	—	—	—	1,527,477	—
	リース資産	13,811	—	—	8,212	5,599	27,249
	建設仮勘定	—	1,202	1,202	—	—	—
	計	2,197,898	9,148	1,755	60,726	2,144,563	747,696
無形固定資産	ソフトウェア	53,232	12,523	—	18,154	47,600	70,844
	電話加入権	2,906	—	—	—	2,906	—
	計	56,139	12,523	—	18,154	50,507	70,844

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	292	49	114	226
賞与引当金	130,850	28,930	130,850	28,930
役員退職慰労引当金	348,966	—	15,755	333,211

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.tanabekeiei.co.jp
株主に対する特典	当社は2021年5月14日開催の取締役会決議により株主優待制度の廃止を発表いたしました。これにより、2020年9月30日時点の株主名簿に記録された100株以上を保有される株主さまに贈呈いたしました株主ご優待手帳が最終となりました。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の売渡し請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第58期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第59期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日近畿財務局長に提出

（第59期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月10日近畿財務局長に提出

（第59期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月10日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月26日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社 タナベ経営

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タナベ経営の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タナベ経営及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「重要な会計上の見積り」及び「企業結合等関係」に記載されているとおり、会社は、2021年1月29日にグローウィン・パートナーズ株式会社（以下、「GWP」とする。）の株式の50.1%を取得し子会社化している。取得価額は751,544千円であり、当該取引の結果、連結貸借対照表においてのれんが565,732千円（総資産の4.2%）計上されている。また、のれんの償却年数は15年としている。 会社は、取得対価の算定にあたって、GWPの企業価値の評価を行うために専門家を利用している。当該企業価値の評価は、GWPの事業計画に基づいている。また、のれんの償却年数の決定にあたっては、当該事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して決定している。事業計画には、GWPが営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価が重要な仮定となっている。また、企業価値の評価にあたっては上記に加え、割引率が重要な仮定となっている。 上記の重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、GWPの取得対価の妥当性及びのれんの償却年数の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。 ● 取引の目的を理解するために、取締役会議事録及び契約書等の関連資料を閲覧した。 ● 企業価値の評価手法と割引率の妥当性を評価するために、当監査法人が所属するネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させた。また、以下の手続を実施した。 ・ 評価手法が、実務上一般的に認められる評価手法及び同様の状況で利用される評価手法と整合的であるかの検証 ・ 割引率の決定に利用されたデータの検証 ・ 監査人による割引率の許容範囲を設定し、会社が選択した割引率と比較 ● 事業計画におけるGWPが営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価の妥当性を検討するために、過去の実績や外部の市場予測資料を参照するとともに、経営者に人員採用計画等について質問を行った。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タナベ経営の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タナベ経営が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社 タナベ経営

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タナベ経営の2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タナベ経営の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「重要な会計上の見積り」及び「企業結合等関係」に記載されているとおり、会社は、2021年1月29日にグローウィン・パートナーズ株式会社（以下、「GWP」とする。）の株式の50.1%を取得し子会社化している。取得価額は797,616千円である。 会社は、GWPの超過収益力等を考慮し、純資産価額より高い金額で当該株式を取得している。取得対価の算定にあたっては、GWPの企業価値の評価を行うために専門家を利用している。 当該企業価値の評価は、GWPの事業計画に基づいており、GWPが営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価が重要な仮定となっている。また、上記に加え、割引率が重要な仮定となっている。 上記の重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、GWPの取得対価の妥当性について、主として以下の監査手続を実施した。 ● 取引の目的を理解するために、取締役会議事録及び契約書等の関連資料を閲覧した。 ● 企業価値の評価手法と割引率の妥当性を評価するために、当監査法人が所属するネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させた。また、以下の手続を実施した。 ・ 評価手法が、実務上一般的に認められる評価手法や同様な状況で利用される評価手法と整合的であるかの検証 ・ 割引率の決定に利用されたデータの検証 ・ 監査人による割引率の許容範囲を設定し、会社が選択した割引率と比較 ● 事業計画におけるGWPが営む事業の市場成長率、一人当たり売上高、人員採用計画及び人件費等の売上原価の妥当性を検討するために、過去の実績や外部の市場予測資料を参照するとともに、経営者に人員採用計画等について質問を行った。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 (東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長若松孝彦は、当社の第59期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE CONSULTING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 (東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長若松孝彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的な重要性の観点から重要性が乏しいと判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3以上の大部分を占める当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスは財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長若松孝彦は、2021年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。